

平成18年6月15日(2)

開議 10時00分

○議長 秋成茂信君

おはようございます。只今の出席議員は14名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事に入る前に、助役より発言を求められていますので許可いたします。助役。

○助役 渡邊賢二君

おはようございます。お手元に差し上げております正誤表の件でございますけど、報告第2号の平成17年度豊前市繰越明許費繰越計算書について、訂正をお願いするものでございます。表中、四郎丸～野田線道路改良事業の財源充当におきまして、国県支出金616万円を全額一般財源に振り替え、一般財源504万円を1120万円に改めるものでございます。訂正理由といたしましては、本事業は、地方道路整備臨時交付金事業として、補助率55%の国庫補助を受けているものでございます。

この臨時交付金は、会計処理上、特定財源として財源充当せず、一般財源として処理するよう国及び県より指示をされておりまして、平成17年度の予算書上も、そのような扱いといたしておりましたが、繰越計算書の財源内訳の中で、国県支出金として誤って表記いたしましたものでございまして、正誤表のとおりさせて頂きたく、深くお詫びを申し上げ訂正をお願いするものでございます。

○議長 秋成茂信君

只今、助役の説明のとおりでご了承願います。よろこばいましょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、日程第1 一般質問、1日目を行います。

質問の順序は、発言通告書提出の順序といたします。初めに、古川哲也議員。

○3番 古川哲也君

おはようございます。壇上から、平成18年6月議会の一般質問をさせていただきます。まず、初めに、連日報道されています沖縄県での大雨による土砂災害で、マンションが傾き避難勧告を余儀なくされて、不自由な生活を強いられております。今からの季節、大雨や台風などの被害にあうことが予想されます。行政においては、対岸の火事と思わず、市民の生命と財産を守って頂くようお願いいたします。

それでは、発言通告書に則り壇上より質問させていただきます。

1点目は、豊前市行政改革大綱についてであります。先の3月議会に執行部より提出があり、5年を目処に改革をしていくとの内容であります。策定に当たって、市長は前文で、市民からの行政に対してニーズも多様化、高度化しているので、一層の住民サービスの向上と、更なる健全な財政運営が求められている。また、市民からのニーズや、新たな行政課題に柔軟かつ弾力的に対応するため、職員一人ひとりの意識改革を図る。行政の執行に

当たっては、最少の経費で最大の効果をあげるといふことでもあります。この大綱を読むに、市長のやる気が伝わってまいります、そこで、まだ始まったばかりですが、どんな所に既に手をつけているのか。また、すぐに行おうとしているのか、お聞かせください。項目別には、自席で再質問という形にさせていただきます。

2番目は、火災警報器の設置義務化についてであります。私は、このことを12月議会のときに質問させていただきました。いよいよ新築の場合の平成18年6月になりました。

既にある物件は、平成21年よりということではありますが、現状はどのようになっているのか、お聞かせください。

次に、方法はどのように行っているのか。また、悪徳商法のような知らせはあるのかわいのか、合わせてお聞かせください。もう1点は、豊前市営の住宅はどのようになっているかも合わせて、お聞かせください。

3点目は、小・中学生の安全についてであります。私は、このことをよく質問していますが、定例議会の間に必ずと言っていいほどぐらゐ悲惨な事件が起こっております。

栃木県の小学1年生の事件は、未だ未解決です、中国より結婚を機に来日してきた者が、登下校中殺害をしたり、また、今、連日新聞やテレビで報道されています、秋田県の米山豪憲君の殺害事件が起こっております。そこで質問であります。

教育長は、このことに対して、どのような認識をお持ちなのか、お聞かせください。今、八屋地区などでは、老人会や区長会を中心に、見守り隊を結成して子どもの安全を考えております。上毛町では、豊前市では、このような活動をしていると、保護者会で言ったと聞きました。私は素晴らしい活動だと考えております。そこで、この活動を全市的に出来ないものだろうかと思えますが、如何でしょうか。また、何かお礼というものを考えなくてはならないのではないかと思います、如何でしょうか、お答えください。

4点目は、市町村合併についてであります。豊前市行政改革大綱の9番目に、豊築は1つの理念のもと、今後において積極的に推進しますと書いております。新吉富村・大平村が上毛町、築城町・椎田町が築上町となり、物理的にも、お隣の吉富町しか当面合併の議論にはならないと思えます。そこで市長に質問いたします。

市長の今後についての考え方、また、スケジュールについてお答えできる範囲でいいから、お聞かせください。前回の質問で、合併できなかった反省ということで、議会同士もあまり接点がなかったのではないかと、市長は発言されました。私は思うに、市長の強力なリーダーシップが求められると思えます。そこで、議会にどのようなことを望むのか、合わせてお聞かせください。以上で壇上よりの質問を終わります。

○議長 秋成茂信君

市長、説明。

○市長 釜井健介君

古川議員のご質問の中で、1番目の豊前市行政改革大綱につきましては総務課長から。

2番目の火災報知器の義務化につきましても総務課長から、3番目の小・中学校の安全については、教育長からの答弁で、私は、市町村合併についての答弁を壇上よりさせていただきます。

豊築は1つということは、その後どうなっているかということでございますが、豊築は1つということは、いささかも揺るぎのない考えでございます。今議会に上程させて頂いております広域圏の事務所も、行橋が8年、9年しましたが、今度、豊前市が受け持つようにしております。なんで豊前市が受け持つかと言いましたら、行橋に10年の間、どうしても築上の東部の辺が薄くなるわけでありまして、豊前市が創立からずっと頑張ったわけでございますので、7首長了解のもとに、今度、豊前市が当面4年交替で、行橋と豊前で持とうというふうに確認したわけでございます。その狙いとして、どうしても京築の前に豊築は1つ、豊前市のお世話と求心力をもっと強めていかなければならないということでございますので、今回、議案を出しているのも、そのつもりでございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、残っているのは、吉富だけじゃないかということでございますし、そういう消極的な話ではなくて、やはり豊前市といたしましては、大分県と隣接する山国川に対して、50年の悲願でございますし、山国川沿いに、豊前市もやはり動けるようなことが必要であらうということでもあります。吉富町とは、3回の勉強会をしておりますし、これからもテーマをもって執行部として勉強会をしていこうと思っております。

議会の皆さんが、今、接触しているようですので、築城・椎田の場合には、もう時間もありませんでしたが、執行部、そして市と町の代表の方だけの議論に終わったわけです。議員同士のつながり、議員同士の意見交換もしなかった、できなかったわけですので、是非あせることなく、しかし遅れることなく、議員同士、議会の中で、ご論議して頂ければと思います。以上でございます。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

ご質問に回答申し上げます。秋田県藤里町で起きた小学1年生の殺害事件は、現在、被疑者逮捕の上で警察で調べ中ではありますが、ほぼ犯人が確定されて、殺害方法等も聴取されているようであります。事件は静かな町、小規模な新興住宅で起きましたが、被疑者は小学生の女の子を亡くしたばかりで、豪憲君とは友達だったというふうに認識しております。このような事件が起こりますと、子どもの安全についての対策が非常に難しいというふうに感じております。しかし、何らかの対策をしなければ、子供たちの外での活動が益々制約されるものになると考えております。

豊前市では、今まで、こども110番の家、防犯ベル、こども110の車、防犯パトロールのたすき、ハザードマップ作成、集団登下校や下校時のパトロール、地域の安全見守

り隊など、学校や地域の皆様方が協力しながら安全対策を行ってきております。

これは、1つの例ですが、八屋小学校では、昨年9月から、区長会、老人会の協力による安全見守り隊が、下校時の通学路での安全サポート活動が続いております。2月の調査では、他の小学校でも、何らかの形で下校時の安全に地域の協力を得て、また、安全対策に不可欠となっております。あくまでも任意によるボランティアでお願いしております。

全市的に同じような活動をお願いするのは、いろいろな条件が考えられて困難と思われるかもしれませんが、関係機関や団体へ働きかけを粘り強くしていきたいと思っております。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

おはようございます。ご質問頂きました冒頭に、大雨、台風についての体制は、十分にできているかというご意見も頂いておりますが、緊急時の特別出動班の編成を7班考えておりまして、体制を整えているところであります。当然、災害の規模や程度に応じまして、市民の生命と財産を守るために、全市職員一丸となりまして、消防団のご協力や土木協会の協力を頂きながら、財産の確保と市民の安全のために、全力を尽くす決意でございますので、ご支援とご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、豊前市行政改革大綱についてのご質問を頂いておりますので、この件についてお答えいたします。議員もご指摘のとおり、限られた貴重な財源を、如何にして効率的かつ有効に活用するかということは、私ども行政に課せられた最使命だと考えているところでして、効果的な行財政運営と財政の透明性を図っていきながら、市民の共感と理解を高めていきたいと考えております。

そういった視点に立ちまして、行政改革大綱及び集中改革プランを作成したわけですが、つくっても実行しなければ意味がございません。3月定例議会終了後、ホームページや広報ぶぜん4月号に内容を掲載し、また、職員にも周知徹底するために、5月の所属長連絡調整会議において、職員で研修、周知徹底をしたところでございます。

特に、事務事業の見直しについては、補助金、負担金、使用料、手数料の見直しに着手するよう関係課に指示したところであります。具体的には、使用料、手数料については近隣市町村と比較しまして、著しく低いものや、現在、無料で提供しているサービスといったものがありまして、こういった観点で、受益が限定されるものについて、適正な料金に改めていこうとする内容でございます。

次に、事務機構についてでございますが、5月に助役を委員長に、職員21名で、豊前市行政事務能率改善委員会を立ち上げ、只今、協議に入っております。また、事務管理経費等の節減についても、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、あらゆる面で経費節減に取り組んでいく決意でありますので、ご理解をお願い申し上げます。

取り組み内容については、小さなことと言われるかも知れませんが、昼休みの消灯、

或いは、老朽化しています空調関係のリース化、それに伴うクールビズの実践、両面コピーの励行、使用済の封筒等の再利用、小さな面からも見直しをかけ、貴重な財源を有効に使っていききたいと決意する覚悟でございます。議員各位に置かれましても、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、もう1点の火災報知器の義務化についてのご質問でございます。ご案内のとおり、昨年12月議会において、古川議員よりご質問を頂いておりますので、その後の取り組みをお答えしたいと思います。

平成15年に1000人を超えました住宅火災による死者数は、昨年1223人に拡大しています。お亡くなりになられた方々の多くは高齢者でございました。安心・安全を確保するため、行政のみならず市民一人ひとりが火災の恐ろしさを深く認識し、火災予防の精神を常に心がけることで、住宅火災による被害を克服できると考えております。

おりしも6月1日から、新築住宅につきましては、消防法に基づく住宅火災報知器の設置が義務付けられています。こういった関係で、広報等についても、京築消防本部の広報119KEI CHIKUを、昨年2月に全戸に配布してございまして、更に、6月に設置して安心、住宅用火災報知器というものを全戸に配布する予定でございます。

また、京築の危険物という雑誌がありますが、これも講習を受けて頂く方、或いは、希望する方に無料で配布して頂いております。こういった火災報知器の市民啓発については、総合窓口が、京築消防本部になっておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、残念なことに、こういった案件で取り付け義務化等が起こってきますと、悪質業者等の問題が当然、発生してくるわけでありまして、非常に残念なことでありますが、こういった悪質な訪問販売の対応につきましては、不適正な価格、無理強い販売などは当然のこととして、クーリングオフができるわけでありまして、私どもの情報によりますと、県内で北九州市小倉北区で、今ならキャンペーン期間中で安くしておくよ、と言われて、1個6万1320円という高額な要求をされているようでありまして、この商品は、ナショナルの商品のようでありまして、定価が6960円程度と聞いております。

こういった案件について、たまたま、この方は消費生活センターに相談をし、指導しクーリングオフをして被害を防ぐことができた。このクーリングオフという制度は、契約日から8日以内であれば解約ができるという制度ですので、こういった部分につきましても、広く市民に周知徹底を図っていききたいと考えております。

なお、今回の法改正であります、既存の住宅、現在、建っている住宅につきましては、平成21年5月31日まで猶予期間があります。こういった火災報知器に関するご質問は住宅用の火災報知器相談室がありまして電話無料、フリーダイヤルの0120-565の911か、京築消防本部予防課の電話、82局の0119にご相談をお願いして頂ければ的確な指導ができる。また、私どもの職員にも相談があれば、的確な指導をしていききたいと考えております。

虚偽の説明や、強引な高額な契約をさせようとする悪質業者も、残念ながら存在しますので、契約する場合は、市民の皆さんが、まず、消防署に相談する、或いは、消防署に尋ねたいということで、すぐに契約しない、或いは、家族の者と相談したいということで、是非ともお断りをして頂きたい。そういった部分につきまして、今後も粘り強く市民の皆さんに悪質業者の一掃と、つけ込まれない利用という形で、市民の皆さんに啓発、広報していきたいと考えていますので、よろしくご指導をお願い申し上げます。以上です。

○議長 秋成茂信君

建設課長、答弁。

○建設課長 平松義則君

住宅用防災警報器の設置について、市営住宅はどのようなになっているか、について、お答えいたします。新築一般住宅18年6月1日以降の建物について設置義務がありますので、上町団地の建替え後については設置をいたします。また、既存住宅についても設置をいたします。以上です。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

それでは、まず、行政改革大綱について自席より再質問させていただきます。

17年から21年までの5年間で、このことをすると計画されているようですが、1番目、民間委託等の推進ということがあります。斎場業務、図書館業務、公用車の運転業務など嘱託職員化を含む見直しを図ります、ということになってはいますが、このことについて、庁舎内でどのような動き、要するに何年ぐらいに、そういう動きにしていこうということを考えておられるのか、お答えください。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

できるだけ、一刻も早く実現した方が経費の節減につながるわけですから、努めたいということで、先ほどご案内しましたように、このための会議を5月に立ち上げて行なっております。年度内に、例えば、公用車の運転業務の民営化や、具体的に実現できるようなものは極力早く片付けていきたい。但し、いろんな関係機関との調整等の作業のある部分については、少し時間を頂くようなことになるのではないかと考えております。

例えば、図書館業務や斎場の問題等については、それぞれ担当課に、一刻も早く実現するようにということで指示しておりますし、庁内で、どのように立ち上げて早くすればできるのかということについて、会議も起こしておりますので、年度内には、かなり方向性が具体的に出てくるのではないかと。そういう部分については、逐一議会にご報告させて頂きたいと考えておりますので、お願い申し上げます。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

できるだけ早くですね。1日遅ければ1日財政も厳しくなるわけです。そこを含めて早め早めの対応を取って頂きたい。

2番目に、指定管理者制度等の活用となっております。その2番で、特別老人ホーム向陽荘は、より質の高い福祉サービスを提供することを前提に民営化を検討します、ということであります。市長は、よく私どもに、前の市長の残されたことは大体終わった、と申されております。この問題は、前の市長のときに地元住民からの陳情もあり、そういうふうにして頂くという方向にお聞きしましたが、市長、その件について如何でしょうか。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

老人ホームの件ですが、今まで、全て前の市長のとき何回かの答申が出ております。角田地区の人達の動きも、きちっとその前からあっております。そうはいつでも、サービスや公共性の面が欠如したら困るのじゃなかろうかということで、決断してなかったんですが、時代が、このように全面的に賛成はしませんが、官から民へという流れでありますし、特に、豊前市の場合は、公的民営化運営路線を着実に推進しているのじゃなかろうか。特に、昨日、卜仙の郷の総会に行きまして、48名の方が10万円出して、しかも経営が黒字で成功しているなど思っております。

ただ向陽荘の場合は、政府の資金等もかかるわけですし、普通の経済団体の民営化と違う面があります。指定管理者制度にした場合、消費税がかかることになって大変なことになるし、その点は、これからよく研究して、これからよりよい形でしていこうと思っております。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

向陽荘は、地元の要望も強いようですので、この前の議会でもお聞きしましたが、年間2000万円ぐらいの赤字が出ているということでもあります。1年遅ければ、また1年赤字の額も大きくなりますので、そこはご理解を得て早めの対応をお願いいたします。

先程、市長も言いました2番目の指定管理者の制度であります。補助金の見直しをするということではありますが、指定管理者に補助金を渡すと、そこに消費税が発生するということでもあります。豊前市も指定管理者を何件かしていましたが、豊前市から、直接補助金を出すということはない団体ばかりでしたが、1例を挙げますと、汐湯の里は、老人福祉センターですから入浴料も安いし、高齢者が利用しやすいような料金設定をしていると思

いますが、豊前市から850万円の補助金を出している。その補助金を出して指定管理者にされると、頂く方は5%の消費税がかかってしまう。豊前市は850万円補助金を出していますが、それを貰って運営する方は、消費税ですから42万円は黙って国庫に取られてしまいます。何も豊前市は悪いことはしていない。ただ補助金を出す。向こうもその金で業務を請負うという形を取っても、40数万円が国庫にいつてしまうというような形があります。

今から指定管理者の活用で、他の自治体で図書館を指定管理者にしている所もあります。そういう所は、図書館は利益を得るような業務じゃないですよ。図書館が本を1冊貸すのにお金を取るわけではない。無料の住民に対してのサービスです。そこに対して補助金を出す時に、それに対して消費税がかかってくる。また、国では議論されています。今は5%ですが、それを3%プラスするのか10%にするのかという議論がされています。

今でこそ850万円の42万円が消費税で取られますが、850万円のうち10%にすると85万円が国庫に自動的にいつてしまうということで、請負うほうもなかなか厳しいところがあると思います。そこら辺について、何かいい考えがあるのかなのか、お聞かせください。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

私どももびっくりしております、国が指定管理者制度を推進する裏に、こういうからくりがあるのかということで、正直言いましてびっくりしているところでございます。

私どもとしましても、公の施設については、透明性と議会の同意を得るために、指定管理者制度を導入していかなければならないということで、この制度については反対するものではありませんが、今後については、そういった消費税が内包されるという、いわゆる自主独立だけではやっていけない、ある程度、市として応援をしなければならない政策の施設については、どのようなやり方が一番合理的で、市にとっても、大きな財政負担にならず、また、運用する側も健全財政が、どのような形で維持できるかということについて、多面的に検討する必要があるのではないかと考えております。

現在、ある公の施設については、全ての施設、市長も答弁しましたが、ト仙の郷をはじめ畑の冷泉館、すべて指定管理者制度にしております。今後については、そういう補助金を必要とする施設について、どのような形が一番いいのかということについては、議会の皆さんのお知恵も借りながら、私どもも勉強して、いい方向を考えていきたいと思っております。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

そのことについて、福祉の所長、当面、今、指定管理者が何件かありますが、自主自立で民が運営して、豊前市の手出しというのは汐湯の里しかないわけですね。そういう状態になっているわけです。福祉所長は担当課長として何か、お知恵があったら。

○議長 秋成茂信君

福祉事務所長、答弁。

○福祉事務所長 入船 正君

先ほどの消費税の件ですが、指定管理者制度にしますと、管理委託料として消費税が5%かかるということです。今までは、補助金には消費税がかからないわけですが、今度の自治法の改正によりまして、こういう施設については、指定管理者制度という枠を設けなければならないということになったわけです。総務課長が言いましたが、こういう消費税がかかるということは、契約を結ぶまでは申し訳ありません、勉強不足の関係で予測してなかった部分です。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

今、1件だけですが、指定管理者に斎場、図書館をしている所もあると思います。今3つあげたんですが、そこは全部、利益を得れる所じゃないですね。そこで自主運営できる所ではない。そこに対して補助金がそういう形になるということは、今回、執行部は驚いているという答弁ですが、そこは、みすみす黙って消費税という形で国庫にお金をあげならんということがないように、何か知恵を出して頂きたいと思います。

それから、7番目の4の企業誘致ですが、企業誘致の推進、雇用機会の創出、地域の活力の回復や自主財源の確保を図るため、企業誘致を積極的に推進するとともに、既存企業の育成・支援を図ります、ということです。この前の3月議会でご答弁頂いたのは、6月過ぎて8月か9月ぐらいには、9月議会では遅すぎる。夏ぐらいには何か言えることがあるのじゃなからうか、と申されていましたが、東部工業団地も手狭になっております。

そこで市長の考えで話せることがあれば、企業誘致の関係でお答え頂きたいと思います。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

今、新しく企業誘致ができたなと思っているのは、2件ありまして、能徳団地の倒産した会社の跡に、これは上毛町が本社であります、会社が進出するようになりました。

もう1つは、市は直接ではありませんが、お世話しながら、人材派遣会社が、大体、方向が出ておるわけでありまして。これは千束で、この2件です。後、これ以上のことは、今月の終わりに商工会議所と一緒に、麻生知事に会うようにコンタクトを取っておりますから、そこで企業誘致、工業団地についてのご相談をしていきたいと思っております。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

7年後には、東九州自動車道も椎田バイパスまでつなげるというようなことも決定されているみたいです。先手、先手を打つのが、行政がしていくべきところだと思います。物流も良くなって、さあ企業おいでというても、その時は他の所に行っていっぱいになっているかもしれません。自動車100万台、150万台の中で、立地条件のいい豊前市に是非来て頂いて、雇用の増進を図って頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、火災報知器の義務化についてであります。先ほど答弁の中で言いましたが、消防署長のホームページに、火災警報器は何時から義務付けられるのですかという質問に、基本的には、改正消防法の施行日、18年6月1日で、今後、指示される予定です、ということです。但し既存の住宅は、市町村の条例で定める日まで適用時期を延ばすことができますと書かれています。課長がおっしゃったとおり、うちは平成21年5月31日までということで決定しているということで理解してよろしいですか。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

そのとおりでございます。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

事例で、住宅火災事故が相次ぐ、これはオーストラリアですが、火災報知器の装着が義務化になるということです。この前アメリカの資料で、火災警報器の設置が90何%になって死者が半分に減ったという事例も出ております。

そこで、豊前市の既存の住宅は、課長がおっしゃったとおり適宜付けていくということですが、上町団地は夏ぐらいに入札して、来年度から建てるのでしょうか、その時は新築になるので付けるのでしょうか、既存の本町団地等は何時ごろ付ける予定にしていますか。

○議長 秋成茂信君

建設課長、答弁。

○建設課長 平松義則君

できるだけ早い時期に付けていきたいと考えております。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

21年まで3年あります。3年間猶予はありまじょうが、今、事例を見ると災害は起きないのが一番いいんですが、誰も起こしたいで起こす人間はいないと思います。起きたときには、生命を守るということで報知器を付ける。付けたら死者が半分になるぐらいの事例が出たということで、大切なことだと思っております。そこら辺は早目に付けて頂くことをお願いいたします。

そこで商工課長、この事例について悪徳商法、変なやからが、今、総務課長が北九州の小倉でそういうことがあったということでありましたが、豊前市で、こういう被害があったという状況、また報告は受けておりますか。

○議長 秋成茂信君

商工観光課長、答弁。

○商工観光課長 後小路一雄君

この関係はございません。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

新築の場合が6月ですから、今から本番だと思っんですよね。こういう人間は必ず出てきますので、総務課長がおっしゃった6900円のもののが6万1000円、10倍ですよ。でも、お年寄りはお金を持っていると言われてます。6万1000円ぐらいではしようがないかと。これが100万円と言われたら、これはむちゃくちゃだと思って相談に来るかもしれません。ただ6万円ぐらいだったらしようがないか、6万円ぐらいのものなのかなと思っような方もいらっやると思っんです。このようなことは、何回も広報でお知らせするべきだと思っしますので、課長、何かの方法を見つって、何回も広報活動をよろしくお願っします。

3点目です。小・中学生の安全についてであります。今、変な事件が起きて、次世代を背負って立つ金の卵が何も抵抗できないで、何も自分に非がないで殺されていく事件が日本全国で多発してあります。豊前市の八屋などで、老人会・区長会が見守り隊を行なってあります。これを全市的に広げるような手立てを行っような考えがあるのかどうか、教育長、お答えください。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

昨年豊前市老人連合会の総会に出向きまして、このような状態なので、老人会の運動方針の中でもあるから、来て説明しなさいということで行きました。八屋地区は、一番早く老人会並びに区長会が連携を取って、ああいう体制をつくって頂いたんですが、老人会長の話によりますと、やはり、それぞれ校区の老人会によって温度差があるというような話

をしていましたし、このことを強制的に義務付けると言いましょうか、そういったことについては、なかなか難しさもあるということですが、区長会、或いは、老人会の会議があるときには出向いて行って、これからもお願いしていきたいと考えております。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

学校教育課長、豊前市内だけで結構ですが、変質者などに被害を受けたというような報告は、前年度に何件ぐらいあがってきていますか。

○議長 秋成茂信君

学校教育課長。

○学校教育課長 鈴木正博君

手元に資料がございませんが、前年度、豊前市内だけだったら20件ぐらいだったと思います。本年度は現在のところ2件確認されております。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

この前、八屋の区長会ですか呼ばれて行ったんですが、その時には、八屋地区が昨年9月から始めて、その間そのような情報がゼロになったということを知りました。

実質的に、すごく効果があるものだなと感じました。私も子を持つ親の一人として、子供の安全を望むのは当たり前であります。私は、ある程度、時間が自由になる人間ですので、たまに出て、子どもの帰りを腕章をはめて、じっと四つ角で待ってたりすることもあります。このことはいいことであると思います。この前、上毛町の保護者会の際に、豊前市は、こういう活動しているという報告が皆さんにあったとお聞きしました。

豊前市は、一番早く老人会・区長会が声をあげて活動して頂いたということで、各町村の手本になるようなことを、その場で言われたそうであります。そのことも考えて豊前市内でも温度差があるのは分かっておりますが、何処の子どもも大切でありますので、できたら是非そのことも考えてお願いしたいと考えています。

そこで、こういう活動をして頂きます。人間何かして頂いたら良くお礼とか持って行きますね。老人会や区長会に表彰するとかはおかしいかもしれませんが、何かのお礼を考えているかどうか教育長、お願いします。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

これも八屋の例ですが、今年の2月か3月に見守り隊の方々に感謝の気持を表す会というのを開いて、子ども達が手作りのプレゼントを渡したり、或いは、お礼の手紙を

出したりというような会を開いて、出席された方は自分たちがこういったことをやりがいがあると言いましょか、報われると言いましょか、そういった気持ちになったという話は聞いております。従いまして、何か品物を買ってあげるということはできませんが、子ども達の手作りのものであるとか、或いは、手紙という形でのお礼の表し方は、八屋に限らず各学校に広げていきたいと思っております。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

この問題で最後に、豊前市とは別な話ですが、今シンドラー社製のエレベーターに挟まって子どもが死んでいます。青豊高校のエレベーターは、シンドラー製というのは知っていますね。その青豊高校が、今、保守・点検に来てくれないということで、今まだ休止しているということですが、これに対しての教育長の認識は、どう考えていますか。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

今のお話で、はじめて知ったような状態であります。昨日のニュースでもありましたが、シンドラー社の経営者の説明が大変遅くなったということで、住民に対するお詫びの会を開いたと聞いておりますが、そういう人命に関わるようなこととは、いち早く出向いて行って説明するのが、業者としても社会的な責任があるのじゃないかと思っております。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

シンドラーがいいのか悪いかは別な話ですが、あそこは県立高校ですので、豊前市は直接関係ないんですが、そこに通っている生徒は、豊前市の子供さんたちが大半ですので、早く保守・点検に来て頂いて、安全に使えるような形を豊前市からもお願いして頂けたらと思っております。

最後に、市町村合併についてであります。市長は先ほどの答弁で、豊築は1つということ念頭に置いて考えるということでありました。吉富だけじゃなく他の所も視野に入れての話だと思いますが、物理的に、西も東も上毛町も築上町も合併しているのは事実であります。豊築の中で豊前市と吉富町が合併ができてないというのも事実であります。

そこで私の考えを述べさせてもらってよろしいですか。来年の夏、統一地方選挙があります。そこで、吉富町は町長も議員も同じときに改選時期を迎えるわけでありまして。

私の考えは新しい首長が決まったときに、すぐ合併論議に乗ってくるのかなという考えがあります。そのところを考えますと、合併を推進するのであれば、スケジュール的には来春に向けて活動していくことが大事じゃないかと思っておりますが、市長の考えをお聞かせ

ください。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

他の自治体のことですから、なかなか簡単に言えません、というのが答弁です。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

確かにそうと思います。豊前市のことは首長が責任を持ってするのが本当でしょうが、他の自治体のことに口を出すと内政干渉するな、と言われるのが当たり前だと思います。そこで合併をしなくてはならないという認識は一緒だと考えております。

そこで、今後のスケジュールは夏・秋に向けて、市長はどのような考えがあるかをお聞かせください。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

執行部同士は、きちっと関係者全員出て、3回、真摯な勉強をしましたので、勿論、県も猛烈に推進する気持でありますので、4回目は、具体的になりづらいただろうと思うけれども、県の支援プランをテーマに勉強会をしたらどうかなという気持でございます。

後は、議会の皆さん方も、やはりその気持のすり合わせ等も重要なポイントになるだろうと思っております。

○議長 秋成茂信君

古川議員。

○3番 古川哲也君

最後に、市町村合併は避けて通れないテーマだと私も考えております。このことに対して、私、壇上で申し上げたとおり、首長の強いリーダーシップが必要だと考えております。釜井市長の強いリーダーシップで、合併問題を解決して頂けるように望みまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 秋成茂信君

古川哲也議員の質問を終わります。

次に、山崎廣美議員。

○2番 山崎廣美君

おはようございます。私は、今回、2点ほど壇上より質問させて頂きたいと思います。まず、1点目は、食育基本法についてということで、21世紀に於ける我が国の発展のためには、子ども達が健全な身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができる

ようにするとともに、全ての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって、いきいきと暮らすことができるようにすることが大切であり、子ども達が豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくためには、何よりも食が重要である。今、改めて食育を生きるうえでの基本であって知育・道徳及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する知識を習得し、健全な食生活を実施することができる人間を育てる食育を推進することが求められています。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子ども達に対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものであります。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は毎日の食の大切さを忘れがちであり、食生活の乱れや食の大切さが叫ばれてから久しいが、一向に改善されておられません。反対に外国では、魚中心の日本食が見直され、各国の日本料理店は繁盛しているそうです。また、先月、厚生労働省が発表した国民健康栄養調査結果が発表されましたが、生活習慣病、ひいては心疾患、脳疾患につながる内臓脂肪症候群の数が、成人で2700万人だそうで、マスコミを賑わせています。

食育基本法が、平成17年6月に成立、7月に施行されました。同法第26条に基づく食育推進会議が内閣府に設置され、第16条の食育推進基本計画が18年3月に策定されました。一方、県においても17年6月、32条に基づく福岡の食等の推進基本指針が、農政部において策定されました。中身については1、家庭・地域における食育推進。

2、学校における食育推進。3、食生活改善の推進。4、地産地消の推進。5、生産者と消費者との交流推進。6、食の安全・健康・栄養に関する知識の普及調査の6項目であり、それぞれ16年度の実績を基本に、22年度を目標に数値目標を示しています。

市町村においても、法第33条に推進会議の設置と、18条に基本計画の策定が盛り込まれております。そこで、お尋ねします。

豊前市においては、条例の制定が、それに基づく推進会議の設置、推進基本計画の策定の予定があるのか、お伺いします。また、近隣の市町村で基本計画を策定した所があるのか、お尋ねしたいと思います。

2点目に、集中改革プランについて、国はご案内のとおり、行政改革推進を受け、政府与党による実務者協議会を立ち上げ、改革の推進に向け、地方交付税制度等の見直しをはじめ具体的に作業に入っております。

本市における行財政改革は、市長の公約でもあり、避けて通れない緊急な最重要課題であると認識しております。本年3月に策定した豊前市行政改革大綱に示されておる、この計画の推進による市民サービスの向上、更なる市民福祉の増進に努めるとあり、その推進実施期間は、17年度から5ヵ年間と示されております。

そこで、次のことをお尋ねします。行政改革大綱を受け、集中改革プランによる各事務

事業の取り組み状況は、年度ごと検証見直しを行い、公表することになっていますが、17年度の初年度は、7項目の実施と17項目の検討がなされる計画になっているが、進捗状況をお伺いします。

2点目、集中改革プランの民間委託の推進の中で、養護老人ホーム向陽荘については、私は、3月定例会における一般質問で、民営化の方向で18年度、19年度に検討し、20年までに実施したいとのことですが、過去5年間で約8000万円の赤字が出ています。老人福祉法の一部改正もあり、早急に対応すべきではないでしょうか。また、こういった手順で行うのか、具体的にお伺いいたします。

3点目、民営化は、当然、相手があることですのでできない場合、現在のままか廃止するのか。現在の場合、老人ホームの整備、財政措置等のホームの管理・運営をどのように考え、どのように対応するのか、お伺いいたします。後は自席より質問いたします。

○副議長 中村勇希君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

山崎廣美議員の質問の中で、食育基本法の細かい点については農林課長、学校教育課長の答弁で、後、全体的なのは私から壇上から答弁いたします。

行政改革につきまして、細かい点は総務課長の答弁で、私は壇上から向陽荘についての考えを申し上げたいと思います。答弁書を作っておりますので読まさせていただきます。

食育基本法についてでございますが、ご案内のように、食育基本法は食の重要性に鑑み昨年、法制化されたところであります。この法律は、近年に於ける人間の食生活をめぐる環境の変化に伴い、人間が生涯にわたって健全な心身を養い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが、緊要な課題として食育に関し、基本理念を定め国・地方自治体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより現在、及び将来にわたる健康で文化的な生活と、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的にしているものでありまして、今、改めて食育を生きる上での基本とし、知育・徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付け、様々な経験を通じて食に関する知識と、食を選択する力を修得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められております。

つきましては、本市においても、家庭・学校・保育所・地域等を中心に、食育推進を図る必要がありますので、関係各課と十分協議し、国及び県の食育推進計画等の動向を見ながら、基本計画策定等を進めたいと考えておりますので、ご理解とご指導のほどお願い申し上げます。

次に、行政改革の中で向陽荘の民間委託について、お答えいたします。

平成18年3月、豊前市行政改革大綱及び豊前市集中改革プランが策定され、市立養護老人ホーム向陽荘は、より質の高い福祉サービスを提供することを前提に、民営化を検討す

るよう答申がなされました。施設運営に関して、毎年度の大きな赤字、老朽化が進む施設、介護保険法改正による対応と、様々な課題を抱えた状況下、当市の実情等を考慮し、答申を真摯に受け止め、より質の高い福祉サービスを提供することを前提に、入所者等への説明会、議員の皆様、学識経験者等による協議、先進事例地への研修等の実施に向けて準備を進めております。ご理解とご協力をお願い申し上げます。以上です。

○副議長 中村勇希君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

行財政改革、集中改革プランについてのご質問でございます。各事務や事業の取り組み状況と進捗状況をお尋ねされて、なかんづく17年度の実績はどのような状況か、というご質問でございます。まず、物件費等につきましても、見直しをかけていこうということで、これが実現すれば、約9000万円ぐらいの削減効果が見込まれるということで、今取り組んでいるところでありまして、やがて決算の中で、少しずつ成果が出てくるのではないかと考えております。また、予算枠方式、枠配分方式の見直しをしていこうということで、財務課を中心にやっております、ここら辺も17、18で9000万円ぐらいは出てくるのではないかと期待しております。

団体補助金等につきましても、ご案内のとおり、いろいろな団体の補助金、なかんづく同和団体等の補助金の見直しもやっております、これが4500万円ぐらい効果が出てくるのではないかと考えています。それから、人件費等につきましても、減らしていくということでございますので、17年度でいえば、人件費だけでも5000万円ぐらいは効果が出てくると試算しております。このように後、手数料等の見直しも行っておりますので、着々と具体的に成果を議会に報告し、また、市民にも、きちっと目標と実施の数字を明らかにしながら、いろんなご意見、ご助言を頂き、また、私ども約束したことを守っていくということを約束しておきたいと思っております。

また、事務経費の節減につきましては、我々職員一人ひとりが、どれぐらいコスト意識を持つかということが大切だと考えておりますので、今までのようなコスト意識のないと言われるような、私ども決してなかったわけではないですが、弱い部分については、改めて民間に負けないような経費節減に取り組んでいきたいと考えております。

○副議長 中村勇希君

山崎議員。

○2番 山崎廣美君

まず、食育基本法の6項目について県から出ております。先ほど市長は、策定を進めるということですが、この近隣の市町村で、取り組んでいる所がありましたら教えて頂きたいと思っております。

○副議長 中村勇希君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

私どもが知る範囲では、今のところやってないということでございます。

○副議長 中村勇希君

山崎議員。

○2番 山崎廣美君

県北では取り組んでないだろうと思いますが、県南の方は、いろいろ新聞で報道されております。特に、久留米、それから南筑後は、市民とということ、当然、学校給食に地元のものという取り組みをやられています。それと南筑後は、食育の推進協を設立しております。後で学校関係についても質問しますが、出来るだけ早く当然打ち出されておりますし、ちょっとお伺いしますが、県民と営む福岡の食と農というのをご存知だろうと思いますが、その中にうたっているのは、早めに、そういう取り組みをして頂きたいと思いますが、大体その計画は何時ごろになる予定ですか。

○副議長 中村勇希君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

豊前市にとりまして、例えばの話ですけれども、物を売ること、また、イベントをすること、いろいろな動きをすることが上手になったわけですけれども、食べる所が下手なんですよ。それを見ながら、特に3万市民が食育につきまして、いい地域ですので、早急に作戦を立ててやっていきたいと思っております。今日、言えることは、きちっと議論して早急にやっっていこうと思うところです。以上です。

○副議長 中村勇希君

山崎議員。

○2番 山崎廣美君

市長から早急にということでありますので、当然、協議会等立ち上げて、その準備にはいろんな組織の代表者なりが、当然集まってやるだろうと思っております。この6項目の中で、これは多分1課では対応できないだろうと思っております。一応するのであれば、課の1項目ずつの窓口といいますか、それはどのようにお考えでしょうか。

○副議長 中村勇希君

助役。

○助役 渡邊賢二君

先ほど市長が、早急に対応したいということでご答弁申し上げましたが、そのような組織をまず立ち上げて、どの部分は何処がやるというふうにはっきりさせたいと思います。

○副議長 中村勇希君

山崎議員。

○2番 山崎廣美君

早急にして頂きたい。一応、食育ということで、各学校は学習体験の中で盛り込まれています。取り組んでいる学校もあります。私は前回も教育長に言いましたが、食育基本法を教育長は読まれましたか。

○副議長 中村勇希君
教育長。

○教育長 森重高岑君

読まして頂きました。それから、最近出ました食育基本法の推進計画も読ませて頂きました。

○副議長 中村勇希君
山崎議員。

○2番 山崎廣美君

教育長として、それを読まれて当然いろんなものを考えたと思いますが、どのようなご意見をお持ちでしょうか。

○副議長 中村勇希君
教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

各学校は、このような各学校の教育計画を立てております。この中に何処の学校も、食に関する指導推進計画を立てております。その中には給食を中心にしながら、いろんな教科とか、いろんな領域の中で、食に関する、例えば野菜の栽培とか、コメづくりとか、そういったことを年間計画を立てております。この食に関する計画については、今まで給食だけが中心だったんですけども、今年から食に関する推進計画という形で、もうちょっと幅を広げた形の計画を立てて各学校で実践しております。そのことをまた、これからも進めていきたいと思っております。

○副議長 中村勇希君
山崎議員。

○2番 山崎廣美君

豊前市管内の中学校は私は分かりませんが、小学校のそういう体験等の把握はできておりますか。

○副議長 中村勇希君
教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

一応、豊前市内の小学校で、どういう作物を、どの学校の何年生が栽培しているかについては、一応把握しております。

○副議長 中村勇希君

山崎議員。

○2番 山崎廣美君

私、前日も申しましたが、最近、新聞に、よく小学生の田植え等が載っております。今、各小学校もそういう取り組みをやっていると思いますし、ただ学童農園については助成金は昔はありましたが、ないんですよ。再度、学校における食育の推進の中の学童農園として、水稻を植えたり、田圃をつくったり野菜をつくってみたりしている学校が、かなりあると私は思っております。そういうものについて、市の行政として予算的なもの、かかる経費の負担はするべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○副議長 中村勇希君

教育長。

○教育長 森重高岑君

現在のところ予算化はしておりません。学校の校区内の空いている畑・農地を地主から借りて栽培しているという状況であります。それを予算化することについては、今の市の財政状況からすると大変難しさがあるかと思いますが、関係課とも相談しながら考えてみたいと思っております。

○副議長 中村勇希君

山崎議員。

○2番 山崎廣美君

財政の関係と言われますが、そうたいして予算的なものはかからないだろう。何故こういうことを言うかといいますと、各学校で取り組んでおりますが、個人の方、農家の方、もしくはJAが、かなりお世話しておりますが、殆どそれにかかる経費については、活動の部会の中で全部提供をやっているんですね。これは農家の皆様が活動費として貯めたお金です。大体5年生が主に田植えをやっていますが、それにかかる経費ぐらい何十万円もかからないと思います。農家や組織が負担したりしておりますので、当然、行政としても、そういう対応はすべきではなかろうかと思っております。どうお考えでしょうか。

○副議長 中村勇希君

教育長。

○教育長 森重高岑君

教育委員会としましては、総合的な学習の時間に必要とする経費は予算化しておりますので、その中で支出できるものは支出していきたいと考えております。

○副議長 中村勇希君

山崎議員。

○2番 山崎廣美君

いろんな項目がある中で、今、学童農園について話をしておりますが、当然、朝ごはんを食べる。食べよう運動を東北のある所で、朝ごはんを食べようという条例を出したとこ

ろ、非常に食べる人が多くなって、需給率が上がったということが新聞に載っておりました。当然、今、学校給食については、おコメが3でパンが2と伺っておりますが、地元のもの需給をあげるためにも、当然おコメの3を4にし、5にすると。おコメの推進をするというようなお考えはないでしょうか。

○副議長 中村勇希君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

現在、米飯が3日でパン食が2日でございます。消費量を増やすためには、議員がおっしゃるように4日にしたり、5日にしたりということをしてる所もあるように聞いておりますので、給食代に反映される、給食代がどうなるかということも考え合わせまして検討してみたいと思います。

○副議長 中村勇希君

山崎議員。

○2番 山崎廣美君

前回、私は提案したんですが、学校給食の一元化と言いますか、一本化は、当然、地産地消地元を使うということで、学校給食を一本化ができればということで、行政改革の中でうたっておりましたね。行政効率等を吟味し、親子方式を検討するというので、21年から実施するということが載っております。今も学校給食については、地産地消ということが叫ばれておりますが、やはり地元の供給が少ないということでもありますので、当然一元化して、給食を配達するということが可能であれば、私は21年まで待つというよりも早急に検討し、実施すべきではないでしょうか。そのところをお伺いします。

○副議長 中村勇希君

学校教育課長。

○学校教育課長 鈴木正博君

今の議員の質問ですが、1つは、生産地の問題があります。現在、豊前市の学校給食の関係で、毎年、給食会の単価表と産地の一覧表がまいります。その中を見ますと、やはり全国的に産地とされる箇所については、量が圧倒的に多く、保証できるという観点があります。ですから、そういう点では値段と時期、時期によらなくても、メニューにしたらかういのがいるというときには、生産地というのは量を備えておりますから、そういう点で地産地消の関係で言えば、野菜は30%近くだと思います。後は、はっきりいって量と価格の件で他の産地というか、そういう所からまいているようであります。

ですから、1つ難しいのは、昨年度もコメの関係でお話しましたが、はっきりいって大量に仕入れれば安くなるし、払うのは各家庭、児童・生徒が払うわけですから、関係からいけば1銭でも安くというのが基本的な考え方と、それと相反する安全と食育の関係で、地産地消の問題があります。そういう観点から、これから進めようとする豊前市では、親

子方式という関係でするわけですが、もう1つ考えられるのは、各学校には、栄養士がございませんから、豊前市内学校全体としてのメニューしか考えておりません。

ですから、そういう点では、システム上、地産地消は進みにくいのかなと思います。そういうことで、いろんなハードルがあります。先ほど教育長にコメの消費の問題で話がありましたが、これはちょっと保護者に打診してみたんですが、ただ食生活の問題で、家庭でパンを食している所があるようですから、そういうバランスといいますか、そういうのを考えながらやっていきたいと思います。

そういうことで、今後、食育基本法ができて計画もできたようであります。教育委員会は指導はすると思います。先ほどから山崎議員が質問しているように、食育については、学校給食の中、それから学校の5年の授業とか、そういう関係で既に学校の中では進めております。ただ食育計画という面では、今後、基本的に総合的に考えていくことだと思うので、これも徐々に指導しておるようであります。ですから、学校教育としても、今まで総合的みたいな感じにしていますが、法ができましたから、そういう具合に進めていきたいと思います。

○副議長 中村勇希君

山崎議員。

○2番 山崎廣美君

いろいろ難しいところもあると思います。今回も農薬の規制ですね。非常に厳しいような状況に今なっております。先ほど私が言いましたように、とにかく市内の需給率、さっき学校給食に取り入れてと、これ全部関連するんですね。学習も給食も当然、その中で1つの食と農として考えていって頂きたいし、当然、市民とともに地産地消を考えて活動していって頂きたいと思います。

後、今、各学校でそういう取り組みをしておりますが、福岡県の指導の中で食育のコンクールというのが1つあります。当然、コンクールですので、競うということで農業を経験しながら、できた農産物でいろいろな料理というのがあります。そういうコンクールを実施したらどうか。当然、協議会が立ち上がって基本計画が策定された中で、当然そういうものをするのではなかろうかと思っておりますし、当然やる以上、協議会を立ち上げる前に各組織、改良普及センター、JA、栄養士、学校、行政というような組織の中で、当然立ち上げるのだらうと思っております。

そういうコンクールを、学校に義務付けるのではないんですが、5年生でおコメならおコメ、野菜なら野菜ということで、当然、今の子どもさんについては、おコメというものを知りません。これがおコメですかと、当然、指導する中で、おコメはこういうふうになるんです、という知識が殆どないですね。当然、これからそういう自然と触れ合う、そして食の大切さというものを十分理解していくためにも、行政と一緒に行政がリーダーを取ってやっていかなくちやならないだらうと思っております。コンクールについては、どの

ようにお考えでしょうか。

○副議長 中村勇希君

学校教育課長。

○学校教育課長 鈴木正博君

コンクールが県であるのは分かっております。市では、先ほど議員さんが言われる内容じゃないですが、給食会がありまして、年に一度、研修会を開きまして、その中でコンクールといいますか、ただコンクールとしての位置付けとは、ちょっと違いますが、そういう点で言えば、今後はっきり言って食育を進めるためには、何らかのきちっとした形で、もしかしたらそういうコンクールみたいなことは必要かと思えます。

○副議長 中村勇希君

山崎議員。

○2番 山崎廣美君

当然、食育基本法の中でうたっておりますので、そういうものを十分検討して頂いて当然、目標年度が22年度ということで掲げております。当然、朝食を毎日とる児童ということで、16年度は小学校で88%、それを22年度に95%にしていこうという計画も立てておりますので、そういう諸々を多分読まれていると思いますので、そういうことを加味しながら食育基本法の制定、ないし計画に取り組んでいって頂きたいと思えます。

それで後、集中改革プランですか、各事業、事務の取り組みということで、総務課長から報告を受けました。当然、市民もこの改革プランには非常に興味を示していますので、当然、その都度公表するというようになっておりますので、公表しながら、また市民の声を十分聞いて取り入れて頂きたいと思っております。

それから、3月の一般質問の中で、向陽荘の関係で5年間で8000万円という赤字が出ております。それは16年度までですね。17年度もかなり赤字が出ただろうと思っております。向陽荘については、福祉法の一部改正もあって、老人保護の措置費の見直しが行われるということで、事務費や生活費の基準額の見直し、各種加算の見直し、または削減となっております。当然、今から削減された中で、赤字プラス措置費が来ませんので、なおかつ、そういう赤字が膨らんでくるのではなかろうか。

福岡県の情報の中で措置費の見直しが行われることによって、年額2000万円から2500万円の減収が見込まれる、というふうに出ております。それと特定施設の充足率が高くて、20年までは新たな指定が行われない状況ということです。

当然、減額分の介護報酬によって補う予定が、年々厳しい運営が続くだろうという中で当然、民営化の問題も相手があることです。もし、その相手が受けて頂けない場合は、当然、また行政が運営をやっていかなくちゃいけない。それか廃止ということで、他所を見ますと勝山は民営化したですかね。豊津は廃止しています。当然、民営化の方向で検討されるのですが、今非常に老人ホームの厳しい見直しによって、運営が何処も厳しい中で、

もし受けて頂けない場合は、そのまま行政が、そのまま維持管理、そういうものについてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長 中村勇希君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

ご指摘の恐れもなきにしも非ずでございますが、そういうふうにはならないと思います。むしろ地域から西の方の拠点ですので、それを含めて、今からどうするか具体的にしていこうと思います。受け手がいなかった場合はどうするかというご質問ですが、私の答弁はそういうことにならないと思います。

○副議長 中村勇希君

山崎議員。

○2番 山崎廣美君

当然、そういうことにはならないという市長のお言葉です。先ほど古川議員も言いましたが、角田の区長会が陳情書を出されたということで私も聞いております。当然、地元の要請もあったということの中で、前回、市長は地元も入れた中で、十分検討して進めたいというような返答だったのですが、この前50周年の中で、昔の老人ホームの写真が出ておりました。当然それを見られて、角田地区の住民の方が、こういうことがあったんだなということと、今厳しい中で、当然、民営化の方向を打ち出しておりますので、期待といたしますか、当然、そういう方向でいくんだらうという話を聞いておりますが、相手があることですので、今から協議会なり立ち上げた中で、当然、説明会なりやっていくんだらうと思います。

先ほど言いました老朽化など、いろいろなものでマイナスというか、非常に厳しい中ですが、より質の高い福祉サービスの提供をすることと、当然、角田地区の活性化を含んだ中で配慮して頂いて、民営化がうまくいくようお願いして、私の一般質問を終わります。

○副議長 中村勇希君

山崎廣美議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します、

休憩 11時37分

再開 13時00分

○議長 秋成茂信君

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。尾澤満治議員。

○1番 尾澤満治君

今回、私は発言通告書に基づいて、4項目について質問させていただきますので、執行部の前向きな答弁を期待しています。

最初に、豊前市集中改革プランについてです。1点目の事務事業の見直しについてです。3月議会でも関連質問をさせて頂きましたが、市報、ホームページ等の広告掲載です。

5月7日の読売新聞の朝刊に、このような記事が掲載されていました。財政難に悩む地方自治体が広告事業に知恵をしばっている。広報紙をはじめ役所の壁、封筒の裏面、有料ごみ袋、公用車の車体、あらゆる所に広告を載せ、収入増を図る自治体には、今までになかった稼ぐという発想、待ちの姿勢ではなく積極的に営業に出向き、少しでも収入を増やしたいと意気込むと書かれ、各市町村の事例が掲載されていました。

6月号の市報より隣の中津市が取り組み、市報ホームページのバナー広告と合わせて220万円の広告収入を頂いたそうです。豊前市も前向きに検討願いたいと思います。

2項目目について、市有地財産の売却状況についてです。現在、6箇所が未販売のままであるが、これからどのように販売されていくのか、お伺いしたいと思います。

3項目目は、市民協働の推進です。集中改革プランの策定方針の中で、自分たちの町は自分たちでつくる、という市民の自主的な活動支援に努めると書かれていますが、市民のアイデアを聴く意見箱の利用状況、また、市民から頂いた貴重な意見をどのように回答しているのか、お伺いいたします。

続きまして、人口増対策に移らせて頂きます。豊前市の人口も、あっという間に5月末現在で2万8576人まで減少しています。どうか、ここで歯止めをかけなければと思いますが、人口増対策施策について、各課よりの取り組みについて報告願います。

また、4月より横武、薬師寺及び赤熊の各分譲地の販売状況について教えて頂きたいと思います。なお、そのときの広報掲載の仕方について教えて頂きたいと思います。

人口増対策の中で、必要項目ともされています図書館の充実もありますが、高校跡地審議会の答申も出されているようですが、市民はゆっくりと読まれるスペースのある図書館を希望しています。市長。図書館はどのようにされるのか、ご回答を頂きたいと思います。

先日、6月12日、午前5時ごろ九州・中国・四国にかけての地震には、皆さんもびっくりされたのではないのでしょうか。そこで、子ども達が安心して授業が受けられるよう、豊前市内の学校の耐震状況について、お伺いしたいと思います。

次に、生涯学習の取り組みについてです。5月26日の読売新聞に、ニートなど定職につけない若者の6割は、学生時代に部活動やサークル活動など、課外授業が消極的なほど、その後の就労経験が乏しいというデータが出ています。詰め込み教育の弊害が出ているのではないのでしょうか。これからのカリキュラムの中に生涯学習、特に、職場体験学習等、体験による教育を実践して頂きたいと思いますが、教育長にお伺いしたいと思います。

最後に、今年4月からの障害者自立支援法の施行により、地域の中で暮らす障害者、その家族、また、障害福祉関係者にとって、どのような影響があるのか。市町村障害福祉計画に大きく左右されそうです。現時点での取り組み状況を報告願いたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わりたいと思います。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

尾澤議員のご質問の中で、1番目の豊前市集中改革プランにつきましては総務課長、財務課長からの答弁です。2番目の人口対策につきましては、私が壇上から答弁ですが、個々の問題につきましては財務、商工観光、都市計画からの答弁になると思います。

3番目の豊前市内の学校の安全対策は、学校教育課長の答弁になります。

4番目の障害者自立支援法につきましては、福祉事務所長からの答弁にいたします。

それでは、答弁書によりまして、私は壇上からお答えさせていただきます。

人口増対策についてのご質問にお答えします。2005年の我が国の総人口は、明治時代以降、第2次世界大戦の一時期を除きはじめて減少に転じ、従来予想よりも2年早く人口減少社会に突入しております。出生率は、過去30年にわたって低下傾向を続け、近年は出生数も毎年、過去最低を記録しております。人口問題は、少子・高齢化問題と合わせて、これからの日本社会全体のあり方に、大きな影響を及ぼしてまいると考えられます。年金・医療・介護・教育・財政など、幅広い対策が必要となっております。

特に、地方都市のその対策は、喫緊の課題と考えております。人口増対策は、単に1つの課題に対応することのみでは解決できない問題であり、行政全般にわたり、その対策を総合的に検討し実施していく必要があると考えております。とりわけ、この豊前地域におきましては、自動車150万台生産拠点推進構想が進む中、新たな工業用地の確保を図りながら、若者が地元に着定できるような企業誘致と、若者に魅力のある住宅政策が重要と考えております。

現在、各課において、赤熊南区画整理事業、薬師寺宅地分譲事業、上町団地建替え事業等による住宅対策と、企業誘致による雇用創出等推進しているところでございます。

今後も引き続き人口増対策について、あらゆる可能性を求め実施していきたいと思しますので、議員におかれましては、ご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長 秋成茂信君

財務課長、答弁。

○財務課長 池田直明君

豊前市集中改革プランについての中の市報、ホームページ等への広告掲載について、お答えいたします。昭和33年にされました自治省の地方自治関係実例判例では、広報紙の広告料は、司法上の問題で、広告掲載は差し支えない旨が示されております。つまり広報紙に有料広告を掲載することは法的に問題はなく、その実行は、各自治体の判断に任されております。

日本広告協会が実施しています市区町村広報公聴活動調査によりますと、広報紙に有料

広告を掲載している自治体は、平成16年度は全国で161団体、率にして5.5%でございます。平成15年度は、119団体、率にして3.8%だったので、有料広告を掲載する自治体の数は年々増えております。近隣では、議員から説明がありました中津市が今年6月から、吉富町が4月から実施いたしております。広告掲載のメリットとしまして、自主財源の確保、地元商工業者の育成・振興・PR効果等があげられます。

一方デメリットとしまして、公共性の高い行政広報紙に商業広告を掲載することへの疑問や、抵抗感から起こる反市民感情が予想されます。これにつきましては、豊前市の現在の財政事情を説明し、少しでも収入を増やすという意識を市民の皆様を持って頂ければ緩和する問題だと思っております。今後、先進地の例等を参考にし、また、市民のご理解を頂きながら、実施する方向で検討してまいりたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、市有財産の売却状況についての件でございます。市有財産の売却については、昨年度、市有地等調査審議会の審議を経て8件、3261㎡の公売を実施いたしました。

現在まで2件、412㎡の売却実績で、残地につきましては、引き続き先着順にて公売を実施しております。今年度に入って売却実績はありませんが、薬師寺分譲等の相乗効果もありまして、現在、問い合わせもあっているところであります。昨日も1件、正式に申込者がありました。そういう状況でございます。

次に、人口増対策についての中の薬師寺地区の宅地分譲事業及び販売状況について、お答えいたします。定住対策と農山村地域の活性化を目的に、横武地区の薬師寺地区で進めていました宅地造成事業が、昨年度完了しまして、今年4月より、12区画、総計4851㎡の宅地分譲を開始いたしました。現在までの販売状況であります。5件。面積としまして2036㎡の申し込みがありまして、順次、契約事務を進めております。

次に、分譲等の広報活動については、市報に3月、4月号に連載して、A4版1ページ枠をとりまして宣伝広告をいたしました。また、市のホームページに専用サイトを立ち上げているところでございます。今後は、公共施設や広域の情報紙への掲載、赤熊南区画整理事業の保留地分譲開始に合わせた共同広告を追加するなど、分譲に当たっては、あらゆる方策を検討し販売促進につなげてまいりたいと考えておりますので、議員におかれましても、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、文化施設の件でございますが、若者の就業、定着を促進するためにも、魅力ある文化施設の整備が不可欠と考えております。とりわけ市立図書館については、その整備充実が望まれているところであります。しかしながら、現在の財政状況では、新たに整備することは困難な状況にありますので、市としましては、高校跡地利用審議会の答申に基づきまして、旧高校施設のうち、建築年次の新しい施設の有効活用の中で、図書館の移設ができないか。また、この中で図書館の充実が図れないか、検討いたしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長 秋成茂信君

総務課長。

○総務課長 相本義親君

豊前市集中改革プランの中での市民協働の推進、目安箱やホームページの利用についてのご質問に、お答えいたします。市民協働の推進につきましては、市民に自分たちの市は自分たちでつくっていく、育てていくという意識を持って頂くことが、これからの時代に肝要かと考えております。そういう中で、市民や地域、行政が一体となって、協働による開かれた豊前市政の行政運営をしていきたい。市民参加の機会の拡大と、ガラス張りの情報の提供を行なっていくことが大切だと考えております。これらの問題を解決するためには、市民の自己決定、自己責任、或いは、今後の課題としては、一定程度の自己負担という問題も発生するという中で、市民と行政が、今後の豊前市を、どのようにはぐくみ育てていくのかということを考えながら、ともにお互いの役割を担う協働による市政を主体的につくっていき、まちづくりを推進していきたいと考えているところでございます。

そういった観点で、今回の集中改革プランにつきまして、3月末にホームページにて、行政改革大綱と集中改革プランの全文や、一部ダイジェスト版を分かりやすく公表したと考えております。また、広報ぶぜんの中の4月号にダイジェスト版を掲載して、更に、市民の皆さんに、ご理解とご協力をお願いしているところでございます。

現在のところホームページ、目安箱の利用状況であります。他の件ではいろんなご提言を頂いておりますが、今後の集中改革プランや、行財政改革についてのご提言の内容は今のところございません。今後とも、私どもの広報活動が不十分だと考えておりますので、広く市民に知って頂くために、いろんな機会を通じて、進捗状況の実施状況の開示をする中で、また市民の皆さんから、いろんなご提言を頂くことになろうかと考えておりますので、引き続きいろんな機会をもちまして、例えば、区長会等の機会の中で、集中改革プランの内容等を説明していきたいと考えております。以上です。

○議長 秋成茂信君

商工観光課長、答弁。

○商工観光課長 後小路一雄君

人口増対策各施策について企業誘致について、ご答弁申し上げます。現在、福岡県企業局、それから商工部の企業立地課、そして多くの方々のご協力、ご尽力を頂きながら、情報収集に努めているところであります。用地につきましては、東部工業団地の残り区画を含め、市内民間の遊休地、空き工場等を照会しながら誘致活動をしておりますが、新たな工業用地の整備につきましても、鋭意努力しているところでありますので、議員の皆様方のご指導、ご協力の程をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長 秋成茂信君

都市計画課長、答弁。

○都市計画課長 竹本 豊君

お答えいたします。赤熊南分譲地の件であります。土地区画整理事業地につきましては、面積が14.3ha、当初の計画が300戸、800人規模の新市街地の形成を目差しました。その後、青豊高校が建設されましたので、住宅地は減少しておりますが、この分は、容積率を高めて2階、3階ということで容積を高めて、計画人口に近づけるように今後、努力してまいりたいと思います。

現在の分譲可能宅地につきましては、5万6871㎡でございます。うち豊前市が販売できる保留地については、1万8482㎡であります。このうち3954㎡については、本年春、福岡県へ県営住宅用地として売却いたしました。金額にして1億2455万1000円でございます。残りの1万4528㎡につきましては、現在4月以降、面談、電話受付等行いまして、各人の希望分割面積等をお聞きしながら、正式な販売は8月からの予定であります。平均販売単価はヘーバーあたり3万3000円程度でございます。

土地については、既に9戸が移転家屋として建設されております。それから、民間住宅も集合住宅を含めますが、11戸建設されました。今秋からは、県営住宅を1棟50戸ですが、これの着工をいたします。それと区画事業に参加された方々の民間宅地が3万5895㎡ありますので、これも順次販売されるものと期待しております。

今後につきましては、新たな町名等を検討しながら、明るいイメージの新市街地の形成に向けて努力していきたいと思っております。PR、広報活動につきましては、先ほど財務課長から話がありましたが、財務課と共同しながら1日も早い販売に向けて努力してまいりたいと思っております。以上です。

○議長 秋成茂信君

福祉事務所長。

○福祉事務所長 入船 正君

障害者自立支援法の地域活動支援センターについて、お答えいたします。平成17年10月、障害者自立支援法が成立しまして、自立支援医療等一部は4月より施行、制度全体は10月からの施行となっております。小規模作業所については、障害者自立支援法のもとで、準備等の要件を満たし、介護給付や訓練等、給付の対象となる指定サービス事業者に移行することや、また、利用定員数等の要件を満たして、市町村が実施する地域生活支援事業を受託し、障害者が通所し創作的活動、そして生産活動等の場を提供する地域活動支援センターへ移行することも可能となります。

また、改正による新体系に移行しない場合は、小規模作業所は、平成18年度は、県の補助事業として継続することもできます。以上です。

○議長 秋成茂信君

学校教育課長、答弁。

○学校教育課長 鈴木正博君

耐震構造のことについて、お答えいたします。建物の構造上の強度は、建築基準法で定められていますが、近年、建物の耐震化が問題になったのは、平成7年1月に阪神大震災で多くの建物が倒壊しました。調査の結果、その多くは、昭和56年度以前の旧耐震基準で建設された建物です。そこで、昭和56年以前の建物について、再診断する必要があるとされています。豊前市の小・中学校の耐震診断を必要とする建物は、小学校が10校ありますが、そのうちの4校、中学校は4校の中の3校です。特に、講堂については必要とされませんが、校舎について必要とされています。

そのうち、特に、耐震上の問題があろうとされるのは、昭和46年に旧耐震基準で建築基準が変わりましたが、その関係以前の学校が問題視されるわけで、千束小学校は、一番前の管理棟が建替えを済ませておりません。それから、角田小学校は校門から入って最初に見える管理棟であります。耐用年数との関係から、耐震構造よりも建替えを前提に財務課とも協議しながら、豊前市の長期計画の中で建替え計画を考えていきたいと思っております。

それから、残り2校についても、耐震診断を計画しながら、残り2校は八屋小学校、それから山田小学校の校舎でございます。計画を進めていきたいと考えております。

中学校につきましては、昨年の通学審議会で、4校統合の方向を答申されております。そういうことで、今度の行政改革大綱でも統合という問題がありますから、それを前提に統合の方向で計画を進めていきたいと思っております。そういうことで、ご協力の程をよろしくお願いいたします。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

生涯学習の取り組みについて、お答えいたします。職場体験学習の内容だと思っておりますが、中学校におきましては、4校、今まで年間2日間、地域や職場に出かけて職場体験学習をやっております。今年から国の事業を受けまして、5日間、1週間、月曜日から金曜日までの職場体験学習を今、計画しております。その計画の中に、豊前商工会議所、社会福祉協議会といった所の人にも、職場を開発するための情報を頂いて、各事業所に出向いていって協力依頼をしているところであります。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

最初に、集中改革プランの件で、総務課長が市民と一緒に市政をつくりあげていくということで、今月の女性セブンという本ですが、子供を産める村の奇跡ということで、長野県下条村、出生率が2.12。ここの伊藤村長が就任直後から、まず始めたのが、職員の意識改革だったと。ぬるま湯体質でコスト意識ゼロの前例主義の公務員たちに、民間企業のホームセンターで薬品販売を1週間体験させたと。村民に対して、一段上から物を見て

いた職員たちは、売り上げノルマを課せられて、四苦八苦しながらも民間企業の厳しさや接客態度を学んでいった。これによって職員が変わってきたということです。

今は職員が一生懸命やってきて、村民から、あいつは一生懸命やってくれるからあまりいじめな、というコメントまで頂いて、村長がその職員に言って、その職員が一生懸命働いている。そういう形で村民も一緒に行政改革に動いたということです。

それによって、村民も資材支給事業というユニークな試みをされて、生コンクリートなど資材を支給して頂いて、村民で自分たちで工事を行なった。それによって、村は現在、27億円の貯金を達成できた。これを今いろんな形で使っているということです。すごく若い人達が集まってきている村があります。そういう形で、集中行政改革プランは行政だけではできないと思います。しかし、行政が最初に姿を市民に見せながら、改革をやっていかなければいけないのじゃないかと思っていますが、目安箱は今のところないということです。ホームページ等にも掲載して、常に市民の若い人は特にホームページで見て、いろんな意見を投書したりという形がありますので、そういう形でホームページの利用をお願いしたい。ホームページは全然利用してないですかね。

○議長 秋成茂信君

総務課長、答弁。

○総務課長 相本義親君

先ほども答弁いたしました。3月末にホームページに掲載してございまして、市民の皆さんのご提言がしやすいようにやっているところであります。それから、職員の意識改革という点で、まだ、豊前市も足らんのではないかと、先進地に学べというご提言であります。当然、私ども十分だとは考えておりません。近くは大分県の日出町が、非常に職員と町民の皆さんが一体となって、厳しい台所を、どのようにして健全財政と、地域の福祉の向上に尽くすかということで努力をしていることも、お聞きしております。

こういう事例に十分謙虚に学びながら、改める所は改めていながら、市民の皆さんにご理解を頂くように頑張っていきたいと考えております。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

本当に、私たちも一生懸命頑張っていきたいと思っておりますし、出来ることは自分たちでやる、そのように共鳴してもらって市民にもわかって頂いて、一緒に協働でやっていくという形にして頂きたいと思っております。

それから、財政課長の方でホームページ、市報等の広告掲載ということで、かなりの所でやられていくということですね。少しでも収入を増やす、前の職員の改革と一緒にです。

今までは、市は出すばかりで、皆さんの税金を出すばかりで、これから収入を得るということで、市報、ホームページ等して頂きたいと思っておりますし、ホームページの所に広告を

入れてもらうことによって、今、企業誘致とかいろんな所が来ていますが、そういう、ある所は不動産業者が結構、中津も入っていますが、市の中でアパートに入れなかったりした場合は、何処に行くかといったら、すぐ不動産屋に行くそうです。そういう形である程度、豊前市に住んでもらうためにも、不動産業者にリンクしていければ、一番いいのじゃないかと思えます。

クライアントも、かなりいろんな形で市の市報、ホームページに掲載できる企業ということであれば、ランクが上がってくるのじゃないか。ある程度、厳しく審議会の中で議論していったって、誰でも広告が出来るということじゃなくて、やはりしっかりした会社で、地元の優秀な企業を育成するためにも、そういう広告掲載、クライアントが入って頂いた方がいいのじゃないかと思っていますが、ホームページでもする様なあれはありませんか。

○議長 秋成茂信君

財務課長。

○財務課長 池田直明君

議員さんから提案のあったのは、バナー広告というようなものかと考えております。よくホームページの下の方に、2～3cmの企業広告の名前の入ったものが掲示してありまして、それをクリックすれば、その会社のホームページにアクセスされるというふうなものかと思えます。私も先ほど申しましたとおり、現在、私も5月ぐらいから現場に指示いたしまして、そういう調査をいたしております。今、要項等をつくらうということで、いろいろな先進地の事例等参考にしながら、現在、作業を進めているところであります。

特に、どのような広告を掲載するかという基準について、非常に難しいわけですし、その辺が一番ネックかなと考えておりますので、今後、慎重に検討して、早い時期に実施したいと考えておりますので、ご支援の程をよろしくお願いいたします。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

そのお金が余計に他の所に回されるという形にできるようになると思うので、早めにお願ひしたいと思えます。

市有地財産が、今8件の中の2件売却が終わったということで、後6件残っているということですが、なかなか売れない。早く売れてほしいのですが、私もいろんな人を探して回ったんですが、高いという評価が多いんですが、いろいろ試算もあるでしょうけれど、それに対して、そこを買って住宅を建てる方に、何かメリットがあれば建てるのじゃないかと思えますが、そういう形で企業だったら、3年間税金を無税にしていますね。そういう形で住宅を建てれば、いくらか減免できるとか、何かそういうことはできますか。

○議長 秋成茂信君

財務課長、答弁。

○財務課長 池田直明君

今、条例等そういうものはありません。高いという意見もありまして、昨年7月に競争入札という形で入札にかけたわけですが、そのとき1件落ちて、その後、先着順ということで、12月にまた1件売れたという状況でございまして、今年3月に審議会のほうに再度図りまして、更に引き下げたいというご審議を頂きました。一定額まで引き下げることについて、ご了解頂いたわけですが、私どもとしては、やはり高い価格で売りたいというのが本音でありまして、その中で、今回、薬師寺を分譲しましたら、その中でこちらが駄目ならあちらという形で紹介を今しております。赤熊南区画整理事業関係の問い合わせがあれば、高いといえれば私どもに言って物件を紹介してもらって、相乗効果もありまして、ここ1～2ヵ月、非常に問い合わせがある状況でありまして、先ほど申しましたように1件売れた、申し込みがあったということで、少し引き下げの時期を待ちたい。

本格的に赤熊が動き出しますので、その辺を見据えて、もうちょっと現状で、そういう相乗効果を期待したいと考えております。以上です。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

様子を見ながら波及効果が出るということですが、それを見ながら、また残るようであれば、また検討して頂いて、少しでも早く売却できるように努力して頂きたいと思います。

それから、人口増対策についての中で、横武の分譲地について、お伺いします。

私の知り合いが横武の分譲地を購入されて、市と契約を結ぶということですが、業者も建築に入りたいのですが、水道が8月末まで入らないということが、後で判明したということですが、業者を待たせるわけにいかないということで、近くの集会所の水を使ってください、という市からの依頼があったという話ですが、ここは分譲する前にある程度、ここは、まだ水道は当分できませんよとか、そういう話をしなければいけないのではないかと思います、何時ぐらいに水道が来るのか。早めて頂けないと、折角買った購入者の方に迷惑をかけますので、その辺、答弁をお願いします。

○議長 秋成茂信君

上下水道課長。

○上下水道課長 川島和広君

今の状況を説明したいと思います。配管については、5月末に入札が終わりました。現在、まだ現地に入っておりませんが、材料の調達、その他いろいろやっております。

それと、あそこは圧をかけないと自然流下じゃいけませんので、圧も今機械の製作を行っております。それが出来れば用地の購入も終わってますので、設置できれば、それに合わせて8月には完了の予定です。業者から電話がかかってきましたが、そう大量の水ではないということで、近所には岩岳川もありますし、その辺の水でカバーできれば、それで

お願いしますということです。また、近所に公民館もありますので、飲料水は、そちらの方で、なるべく早く水が行くように業者にハッパをかけたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

早くできるということですが、そこが落ち度だと思うんです。行政の悪い所は、最後まできちんと、民間だったら全部確認しながらやっていくところでしょうが、8月ぐらいという話ですけど、やはり市は契約だけ早くしてくれ、という形で言われているという話ですが、確かに、水は基本的に必要なものですから、そこまでちゃんと整備しないと、販売する以前の話じゃないかと思いますが、今回は起こったのはしょうがないと思いますが、1ヵ月でも早くできるようにできないのか、回答をお願いしたいと思います。

○議長 秋成茂信君

上下水道課長。

○上下水道課長 川島和広君

その製作を、もうちょっと再度早められないのか、福岡の業者になっていますので、それ製作が終われば配管は1週間ぐらいで終わると思いますので、その辺をもうちょっと煮詰めまして、また再度、ご報告したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

どうか早めにできるように、よろしくお願いしますと思います。
それから、商工水産課長、企業誘致という形でかなりの企業が来て頂いています。ただ企業が来て頂くのはありがたいと思いますが、企業で働く社員に豊前に住んでもらえる人もおるとは思いますが、折角来てくれる人に、どのように豊前市に住んで頂けるようにPRしているのか、教えて頂きたいと思います。

○議長 秋成茂信君

商工観光課長、答弁。

○商工観光課長 後小路一雄君

豊前に住んで頂くためにということですが、市営住宅とか説明がありましたが、分譲地等、是非、豊前市に住んで頂きたいということで、お願いしております。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

折角、来た企業さんですし、本当に経営者としては、優秀な従業員を雇っていますから、

素晴らしい豊前市に住んでもらうように、商工水産課長だけでなく、皆さんが一緒になって横のつながりをもって住んで頂けるような施策をして頂きたいなと思っております。

それから、私たちよく言われるのが、豊前市は図書館が狭くて大変だと。ある方が言われたんですが、頭が良くなるためには、ゼロ歳から5～6歳ぐらいまでの小学校にあがるまでに、読み聞かせをたくさんさせた子は、頭脳が発達するということを言われています。

今の図書館では、なかなかそういう場所もないし、本も煩雑に置かれている。そして通路も狭いという形で、よく市民から言われるんですが、折角、豊前市に住んで頂く以上、魅力あるまちづくりという形で、一番言われるのが図書館だと思いますが、市長、高校跡地対策の中でも、そういう話がありますので、図書館をもう一度検討して頂けないか、よろしくお願ひします。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

先ほど財務課長が申しましたが、高校の跡地に図書館を設置していきたい。一番の問題は本の冊数だと思います。10万冊ぐらい置くということに考えたいと思います。

今、小さい図書館ですけれども、確か、会員は市外の人を入れて1万6000人ぐらいいっていると思いますので、人口数からのカバー率は相当高い率でございます。

築上郡のほうにも図書館はなく図書室ですから、是非、豊築をまとめるような形でしていきたいと思っているところでございます。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

ありがとうございます。広域的に使えるような図書館をつくって頂いて、この豊築のリーダーシップが取れるような図書館をつくって頂ければありがたいと思っております。

それから、豊前市内の安全対策について、耐震状況について、昭和60年以前の小学校の千束と角田が、耐震状況に引っかかると言われたと思いますが、こういう形で、どこでどういう形で地震が起こるかわからないということで、この前も朝早く地震が震度3ぐらいということで新聞にもありましたが、何処の市町村も診断料が高くて、なかなか躊躇している所があると書かれておりましたが、なるべく早く耐震診断をして頂いて、危なければ対策を練るという形でして頂ければありがたいと思いますが、どう思いますか。

○議長 秋成茂信君

学校教育課長、答弁。

○学校教育課長 鈴木正博君

全くおっしゃるとおりだと思います。しかし、この前6月の新聞に載ったのは、1つは耐震診断だけではなくて、診断したら、かなりの数が耐震工事を要求されるわけです。

実際に新聞等に載っているのを見ますと、例えば、もし八屋小学校で要求された場合は、工事で1億円ぐらいかかるのじゃないか、そういう点で躊躇しているというか、今、合併、三位一体の改革等で、補助金が少なくなっている中で躊躇しているじゃないか。ただ豊前市としては、一応、目安と言いますか、そういう色分けして、統合とか建替え、それとは違うということで、要するに先ほど言いましたとおり、八屋小学校と山田小学校については建替え等の計画はございません。

ですから、財政当局と話し合いしながら、まず、耐震診断をするということは、耐震工事をするという前提で話をせねばいけませんから、長期計画でどういう具合でやっていくかということをして話してやっていきたいと思っております。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

耐震診断をしたら費用がかかるということですが、住民に納得する説明をして頂いて、こういうことであるから耐震で危険だから、どうするのか、統廃合するのか、ということをも市民に、ある程度、周知する部分がなければいけないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、北九州市では、動く歩道で事故があったということでもありますし。今日、午前中の古川議員の話もありましたが、エレベーターについては事故がありますが、豊前市ではエレベーターについて件数はあるんですか、ないんですか。

○議長 秋成茂信君

学校教育課長、答弁。

○学校教育課長 鈴木正博君

実は学校の中で、当初の計画として障害児等を受け入れるため、八屋中学校1校だけに玄関の門を入れて右側に校舎が出ている所がありますが、あれにエレベーターがついています。実際には、会社は別個な形で、今のところ毎月点検しておりますが、点検の時には若干整備してもらっていますから、その辺はわかりませんが、学校の報告では、今のところそういう故障はございません。ただメンテナンスを毎月して頂いておりますので、その辺の関係は、当該の管理会社に聞いてみないとわかりませんが、今のところ問題ないと聞いております。

○議長 秋成茂信君

財務課長。

○財務課長 池田直明君

庁舎のエレベーターについて、ご説明いたします。現在、庁舎に1台、総合福祉センターに1台、老人ホームに1台、計3台ございます。最近、事故等の話は聞いておりません。メンテナンス会社に管理委託しております、その中に保守点検をして頂いておりますので、

事故、故障等も殆どないような状況でございます。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

ありがとうございました。豊前にはないということですが、なくても点検だけは定期的
にやって頂いて、そういう指導もして頂きたいと思っております。

続きまして、生涯学習の取り組みということで、教育長からありましたように、職場体
験が文部科学省から、昨年まで2日間の職場体験だったんですが、5日間に延びたとい
うことで、秋ぐらいですか、豊前の中学校が取り組むということで、職場体験とか、クラブ
活動をあまりしてない子たちが、ニートが多いという判断もありますし、職場体験で社会
とはどういうものなのか。どういう厳しい所かというところを勉強して頂きたいと思っ
ていますので、そういう指導。ただ、今まで2日間というのは、ただ行って遊び感覚みたい
な形で行っていたと思うんです。

職場の方は2日間、子どもたちを引き受けるためにはすごい、そのために社員を付けま
すので、今度は5日間になりますので、またかなり時間がかかりますし、職員をつける
ということですから、企業もかなりプレッシャーがかかって重大さを感じ取ってやっていま
すので、先生たちも子どもたちに行ってもらってという。ある人がある企業にいったそう
ですが、その企業が忙しくてかなりハードだったと。親がすぐ行って、こんな忙しい職場
に何故行かせたか、と学校に投書があったという話ですが、逆だと思っんです。

その頃、忙しいとわかって体験させてもらったというのは、素晴らしいことじゃないか
なと思いますが、そういう体験学習を職場体験だけじゃなくて、いろんな事業、昔は小学
校なんか雪が降ったら降ったで、授業をやめて雪だるまをつくったりとか、いろんなこと
をやって体験したと思いますが、今の授業のカリキュラムを見ると、なかなかそういうの
は少ないという感じがしますが、教育長、そういういろんな職場体験をさせることに対し
て、どう思われるか答弁を頂きたいと思っいます。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

知識を得て物を知るということも大切であります、知っているだけではできないので、
自分で何でも体験しておかないと、いざというときに役に立たないと思っております。

そういう意味では、今、体験する機会が非常に少のうございますが、できるだけ多くの
体験の場を設けるように学校、或いは、社会教育の中で進めていきたいと思っております。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

ありがとうございました。午前中も山崎議員が言ったように、田植えとか今までしたことがないと思いますので、いろんな体験をさせて頂いて、豊前の子どもたちは、すごい体験をしているなという形で勉強させて頂きたいと思います。

最後になりましたが、障害者自立支援法ということで、本当に障害者、知的障害、精神障害という形で持つ親の方々、それから、その事業所はかなりの負担がかかっています。仕事に対する自治体の補助事業の一部を財源とし、その他、事業、機能体制の強化を充実する場合に、国庫補助加算を10月より実施されるということですが、利用の人が10名以上、15名以上、20名以上というランクに分けられてやってきているということですが、それによって、さげられたりする小規模事業所もあると思いますが、中には、地元でなく広域的に集まって頂いてやるということでもありますので、どうか広域的な地域センターを確立して頂きながら、市もそういう形で、市がつくる福祉基本法に基づいて、その人達がかかり支援が変わってくるのじゃないかと思いますが、親の立場に成り代わって課長、前向きに検討して頂いて、私たちも何時、怪我して障害者になるか分かりません。何時、誰がどういうふうになるかわからないという形で、人ごとでなくて自分の身にかかったと思いがらして頂きたい。

それから、知的障害と精神障害の方々、一緒になったらどうかという話もあったんですが、やはり全然違うというか、性格の違う子ども達が一緒になるというのは、かなり厳しいのじゃないかと思いますが、そのこのころはどう思われますか。

○議長 秋成茂信君

福祉事務所長。3分間しか時間がないから、その間に答えてください。

○福祉事務所長 入船 正君

現在、市内に小規模作業所が3箇所、認定小規模通所授産施設、内容的には殆ど同じですが1施設。その2施設が知的障害者対応、そして、2施設が精神障害者対応ということで今、施設の方は頑張っております。内容的には、一般就労が困難な障害者が就労の訓練の場、そして生活指導の場として保護者、ボランティア、施設関係者で共同事業として頑張っております。この内容について障害の種別という問題もあります。

もう1つ、障害の程度という問題もあろうかと思いますが、ただ、これに関しては、施設の運営者の判断になろうかと思っております。以上です。

○議長 秋成茂信君

尾澤議員。

○1番 尾澤満治君

最後ですけど、本当に執行部の暖かい目をもって、ここはこういうふうにした方がいいということの的確な指導をもって、事業所に対応して頂きたいと思っております。

今、事業所の人達は悩んでいる時期だと思いますので、市の執行部の本当の前向きな善処ある対応をお願いしまして、私の質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

○議長 秋成茂信君

尾澤満治議員の質問を終わります。

次に、宮田精一議員。

○8番 宮田精一君

私は、今議会におきまして、通告いたしました4項目について質問いたします。市長並びに執行部の積極的、前向きな答弁を期待いたします。

まず、最初に、豊前市における社会保障制度の充実を、というテーマで質問いたします。先月5月22日から26日にかけて、京築社会保障推進協議会準備会の2006年、福岡県民キャラバンが、京築地区内の各自治体を訪問し懇談を行いました。私も、事務局メンバーの一人として築上町・上毛町、そして豊前市のキャラバンに参加いたしました。

豊前市においては、5月22日に懇談させて頂きましたが、ご協力頂きました市民健康課並びに福祉事務所に感謝申し上げます。さて、その懇談の中で、何点か、市長並びに執行部に確認しておいた方がよいと思う問題が出ましたので、この場から質問いたします。

質問項目は、5項目ありますが、壇上からは、生活保護行政について質問いたします。新聞報道によれば、先月、北九州市門司区の市営住宅で、身体障害4級の無職の男性56歳が、死後相当経った状態で見つかりました。この方は、昨年2回、生活保護の受給を求めたのに対し、親族がいることを理由に、門司区役所は、生活保護の申請書を交付しませんでした。

北九州市では、昨年1月にも、八幡東区で生活保護が認められず、68歳の男性が孤独死しました。北九州市社会保障推進協議会の飯田富士雄事務局長は、今回のケースには、要保護者を保護するのではなく、相談段階で、なるべく追い返そうとする市の姿勢が現れていると批判し、申請が事実上、制限されている実情を指摘しております。

豊前市においても、およそ10年前、障害の残る生活保護受給者が、就労指導の1つの要因として自殺した事件がありました。私は議員になったばかりでしたが、この問題を取り上げ、当時の執行部を追及いたしました。地方自治体の役割は、その地域に住む人たちの命と暮らしを守ることにあると思います。

豊前市福祉事務所として、今回の門司の事件を、どのように受け止めているのか。ナショナルミニマムに対する考え方も含めて、ご答弁をお願いいたします。

次に、教育行政について質問いたします。小泉内閣が、国会に提出した教育基本法改正案の審議が続いております。国会の会期が18日までのため、次の臨時国会に持ち越される可能性が強いと思われませんが、改正案が出されたのは、この法律の制定1947年以来はじめてのことです。国民の関心の高い、教育にかかる重大な法案であり、私ども日本共産党は、徹底審議を通じて廃案にすることを強く求めて闘っております。

教育基本法は、教育の憲法と言われるほど重みのある法律であります。政府は、基本法を全面的に改定する理由として、時代の要請に応えるためと言っております。ところが政

府の文書の何処を見ても、現在の基本法の何処が時代の要請に応えられなくなっているのか、ひとつの根拠も事実も挙げられておりません。政府与党の幹部たちは、少年犯罪、耐震偽装、ライブドア事件など、社会のあらゆる問題を教育のせいにして、だから教育基本法の改定をと言っておりますが、これほど無責任な言い分はありません。

これらの問題の原因は、教育基本法にあるのではなく、歴代の自民党政治が基本法の民主主義的な理念を棚上げにし、それに逆行する競争と管理の教育を押し付けてきたことにこそあります。現在の教育基本法は、教育の目的について、第1条で、教育は人格の完成を目差し、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないと定めております。

そして、この教育の目的を実現するためには、第10条で、教育は不当な支配に服することなく国民全体に対し、直接に責任を負って行うとし、国家権力による教育内容への不当な支配を厳しく禁止しております。更に、第6条で、学校の教員は、全体の奉仕者として、国民全体に責任を負って教育の仕事に携わることを原則にしました。これらを読む限り、現行教育基本法は大いに評価でき、憲法とともに擁護すべきものであって、改正する必要は一切ないと私は考えます。現行教育基本法について、教育長は、どのような認識をお持ちなのか、まず、この点をご答弁ください。

次に、同和対策の終結について、というテーマで質問いたします。国は、同和特別対策を2001年度、2002年3月31日をもって終結いたしました。その際、総務省は1、特別対策は本来、時限的なもの。2、特別対策を続けることは、差別の解消に必ずしも有効ではない。3、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは、事実上、困難との見解を明らかにしております。

豊前市は、この問題で、まだ終結には至っておりませんが、私などからの追求もあり、県内の他の市町村に比べ個人給付の廃止、団体補助金の廃止など、1歩進んだ施策を実行してきました。この点については評価したいと思います。しかし、今年度、農業予算の中の小規模零細地域農業振興対策事業の復活は、同和対策の復活を意味し、公共下水道会計の中の昨年度利用のなかった同和地区排水施設等整備事業補助金の引き続く予算計上は、投げ渡し補助金であると批判しなければなりません。

福岡県は、国の法律が失効したにもかかわらず、同和特別対策事業を2002年度から2006年度までの5年間かけて廃止、または、一般対策へ移行するとしてきました。この問題で、我が党の瀬川県会議員が、3月県議会の一般質問で追及したところ、麻生知事は、引き続きこの方針、廃止、または一般対策への移行を堅持すると答弁いたしました。これは2006年度末をもって、特別対策を終結する方針を明確にしたことを意味します。

豊前市も、これを参考にして終結宣言をする時期に来ていると思いますが、どうでしょうか。市長の明確なる答弁をお願いいたします。

最後に、談合防止のために入札制度の改善を、というテーマで質問いたします。
この問題については、昨年9月議会以来、毎回取り上げております。何故、毎回取り上げるかといえば、それは適正な入札が行われるならば、入札差金、予定金額と落札金額との差額が発生し、大きな節約効果が期待できるからであります。これは先の3月議会及び今議会で議論が集中しております行政改革大綱や、集中改革プランのように、市民に負担を強いるものではなく、入札制度を改善すれば簡単にできることであります。

さて、公共事業をめぐる入札談合事件が相次いでおります。最近でも、自治体などが発注した汚泥処理施設工事をめぐる入札談合事件で、公正取引委員会はプラントメーカーなど、各社が談合を繰り返した疑いが強いとして、11社を刑事告発、起訴いたしました。

このうち4社は、我が豊前市も係わる豊前市外2町清掃施設組合のリサイクルセンター建設の入札に、指名業者として入札に参加した会社です。但し、この入札は、8社が指名業者となりましたが、4社が辞退し実際には残り4社で入札が行われました。そのうちの2社、つまり半分が今回の汚泥談合で刑事告発、起訴されております。

し尿の汚泥談合にはかかわったけれども、ごみのリサイクルについては談合してはいない、とは到底言えないと思います。私は、あの入札が本当に適正に行なわれたかどうか、未だに疑念を払拭できません。頻発する談合事件について、執行部は、どのような認識を持っているのか、まず、この点をご答弁ください。また、執行部は、現在の豊前市の入札制度について、どのような自己評価をしているのか、この点も合わせてご答弁ください。

以上をもちまして、壇上からの質問を終わります。市長並びに執行部の積極的、前向きな答弁を期待いたします。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

宮田議員のご質問の中で、1番目の豊前市における社会保障制度の充実は、福祉事務所長から、2番目の教育行政につきましては教育長から、4番目の談合防止のために入札制度の改善を助役からの答弁で、私は壇上から同和対策の終結について、お答え申し上げます。答弁書を書いておりますので、壇上からご答弁させていただきます。

既にご存知のこととは思いますが、本年2月、大阪で旧同和地区の地名など記した、いわゆる部落地名総監の存在が明らかになりました。京都では、父親が、娘の結婚相手が結婚に反対する事件が発生しました。父親が相手の身元調査を興信所に依頼したことが判明したのですが、司法書士や行政書士が使う職務上請求書を悪用し、戸籍や住民票などを不正に取得し、身元調査を行っております。また、福岡県内立花町では、職員が、旧同和地区関係者であるとして、職場や自宅に差別的な言葉を記した文書を送りつけるなど、問題が今解決したとは到底言いがたい状況です。

さて、ご質問の平成14年3月28日付で、福岡県が通知しました平成14年度以降の

同和対策事業については、特別対策から一般施策への移行を原則として見直しをしております。ご指摘のように、本年3月、福岡県議会の知事答弁ですが、特別対策としての同和対策の見直しを行い、廃止、または、一般施策へ移行する方針を堅持するという主旨と理解しております。

豊前市といたしましては、平成14年3月29日付の豊前市同和対策審議会答申を受け、平成14年度より、同和対策事業の見直しを行いました。その結果、団体助成金の段階的廃止や、個人給付金を廃止し、啓発事業など、なお取り組みが必要な事業については、特別対策事業から一般施策へ移行し、実施していくことを決定いたしました。

同和問題の解決のための施策につきましては、今後とも、人権行政の中で取り組む方針でございます。ご理解とご支援を、お願いいたします。以上です。

○議長 秋成茂信君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

私からは、入札制度改善についてのご質問に、お答えいたします。

入札制度の改善につきましては、先の議会でご答弁申し上げましたとおり、平成18年度より透明性を高め、更に、談合ができにくく、自由競争による適正価格が反映しやすいシステムを検討した結果、次の4点について実施してまいります。

1つ目といたしましては、設計金額が1億5000万円以上の工事案件の中から、施工条件、技術的難易度等を考慮しながら、公募型指名競争入札を導入したいと思います。

2つ目として、現在、行っている指名競争入札業者数を1000万円未満、5社以上、1000万円以上2000万円未満につきましては、6社以上、2000万円以上につきましては、7社以上に改め、予定価格及び最低制限価格の事前公表と、工事内訳書の提出を求めることとしております。

3つ目として、入札契約事務の透明性を高めるため、現在、閲覧による入札、契約事務の公表を市のホームページで公表するというようにしております。

4つ目として、適正な施行体制の確立を図るため、工事施工管理と工事成績評定制度の見直しを行うこととしております。以上、4点についてでございますが、改善については、今後も透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底等の方策を、引き続き研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解の程お願いいたします。以上です。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

ご質問の教育行政の現在の教育基本法の認識について考えを申し上げます。

昭和22年3月に、民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする憲法の理想の実現を教育の力に託し、戦後に於ける日本の教育の基本を確立する

ために、教育基本法が制定されたと承知しております。

また、教育基本法のもとに構築されました学校教育制度をはじめとする教育諸制度は、戦後の国民の教育水準を大いに向上させ、我が国社会の発展の原動力になったと認識しております。以上です。

○議長 秋成茂信君

福祉事務所長。

○福祉事務所長 入船 正君

生活保護の保護申請抑制、そして、北九州市門司区の事件について、お答えいたします。生活に困窮する市民は、生活保護の申請権、そして、受給権が保障されており、生活保護の申請を希望される方については、申請書を渡しております。しかし、福祉事務所にこられる方の中には、生活保護の制度について理解が十分でない方や、明らかに生活保護に該当しない方、そして、他法施策の活用によって生活が維持できる方も多いことから、窓口で適切な対応を行っております。北九州市門司区の事件ですが、今後とも豊前市においては、このような事件が絶対起きないように、生活保護に携わる職員の資質向上を図り、面接時、誠心誠意、相談に乗ってまいります。

○議長 秋成茂信君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

では、順を追って再質問に入っていきたいと思います。まず、1番目の社会保障制度の充実をとということで、生活保護の関連で言います。

今回の門司の事件について、豊前市では、絶対にこういうことが起きないようにという立場で決意を言われました。福祉というのは、人の命を左右する本当に大事なものだと思います。是非、その立場で行政執行に当たってもらいたいと思います。これは私の意見として述べておきます。それで、具体的な問題に入っていきます。

今回の門司の事件は、申請抑制が引き起こした事件だと思います。私も5～6回ですか、この問題は言ったと思いますが、いわゆる1981年の123号通知をもとにしているから、こういうことが起きるんじゃないかと思うわけです。私たちは、これを水際作戦といって、所長も何遍か聞かれたと思うんですが、いわゆる申請意思のある人に対して、申請をあきらめさせるような行為、今回もそうですが、こういったことは豊前市としては、私、以前ちょっと聞いたことはありますが、最近はないというふうに見てよろしいですか。所長、答弁をお願いします。

○議長 秋成茂信君

福祉事務所長。

○福祉事務所長 入船 正君

申請の意思があれば、保護の施策の内容について十分説明をします。そして、扶養義務

者に対して、そういう関係があるあたりを照会の承諾を頂いて、資産の関係等、相談の段階では確認はします。

○議長 秋成茂信君
宮田議員。

○8番 宮田精一君
ちょっと分かりにくいんですが、本人が申請したいと、その意思を表示すれば、必ずその用紙は渡して頂けますか。ここを確認させてください。

○議長 秋成茂信君
福祉事務所長。

○福祉事務所長 入船 正君
ですから、先ほど発言をさせて頂いた中に、生活保護の内容、制度の説明をさせて頂いた上で、本人が申請したいということであれば、当然、申請書はお渡しします。

○議長 秋成茂信君
宮田議員。

○8番 宮田精一君
所長が言われるのは、十分制度を理解してない方がこられて、実際には申請できないから相談ですね、できませんよとかいうことだろうと思いますが、本人がそういう意思があり、当然、資格があれば渡すということで確認してよろしいですね。

○議長 秋成茂信君
福祉事務所長。

○福祉事務所長 入船 正君
そのとおりです。

○議長 秋成茂信君
宮田議員。

○8番 宮田精一君
では、これまでの私の経験も含めて何点か質問いたしますが、いわゆる、手続き、手順の問題についてお聞きします。いわゆる、事前審査、特に、扶養義務の押し付け行為というのはなかったかどうかということをお聞きしたいと思います。実際には、6～7年前の例ですが、僅かな年金で一人暮らしされていたと。当然、年金自体、国民年金でしたら40年間掛けて満額で6万6000円ですかね。これで計算すれば殆ど生活保護か、それ以下というような水準ですよ。この方はその年金も少なかったと。申請意思を示して福祉事務所に相談に行かれた。福祉事務所では、子どもさんがおるということが分かって、扶養確認してくださいと。そして、本人は息子に、どうにか補助がでんかという相談されているわけです。そしたら、子どもから答えとして、できないという返事を貰っているわけです。それをもって福祉事務所に行ったら、申請もしてない、用紙ももらってないの

に、その子どもさん呼びつけているというケースがあったんです。実際に。これはちょっとおかしいんじゃないかと思います。

書類を受け付ける、つまり受理してから様々な調査とか、金融機関に対する照会が始まると。手続きからすれば、これが当たり前のやり方ですよ。そのときのやり方は書類も受け付ける前、受理する前で、こういう調査を行ったというのは運用上の誤り、法律違反になるのじゃないですか。この点について確認したいのですが。

○議長 秋成茂信君

福祉事務所長。

○福祉事務所長 入船 正君

申請書を渡す段階で、扶養義務者に対して、扶養義務者に照会してよろしいかということで、同意書を頂いた上で、その調査をしております。

○議長 秋成茂信君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

これは、だいぶ前の話で、記録がそちらのと私の記憶との部分はあるかもしれませんが、同意書を取った上で調査するということはあり得るんですか。申請書を受理する前に、その点はどうでしょう。

○議長 秋成茂信君

福祉事務所長。

○福祉事務所長 入船 正君

申請書をお渡しする段階では、その申請者は、保護制度の内容について十分理解ができていると判断するわけですが、その制度の中に、当然、扶養義務者がおられれば、その扶養義務の照会も、この保護の中で必要なわけです。また、金融機関等についても、その同意書がないと応じてもらえないということで同意書を頂いております。

○議長 秋成茂信君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

ちょっと分かりにくいみたいですが、申請書を貰ってないとか、申請書を出す前にそういう調査とか、例えば扶養義務の子どもさん呼びつけるとか、金融調査は当然できませんよね。一括包括の同意書を取らない限りはできませんよね。それはわかるんですよ。だから、扶養義務の調査に関しても、その申請書を出してはじめて、その権限が役所側にできるんじゃないですか。この点を確認したいんですよ。

○議長 秋成茂信君

福祉事務所長。

○福祉事務所長 入船 正君

失礼いたしました。質問の内容が理解できました。申請書を渡す前に扶養義務関係の調査をするのか、ということだと思いますが、それは、今、豊前市ではありませんし、以前についてはないと思っております。

○議長 秋成茂信君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

では、今後、適正な法律に則った運用を是非して頂きたいと要望しておきます。今、扶養義務が出ましたので、お尋ねしますが、この扶養義務については、2つの考え方があるかと思えます。いわゆる、生活保持義務と生活扶助義務です。この点について所長お分かりでしたら、ご説明願いたいですが。

○議長 秋成茂信君

福祉事務所長。

○福祉事務所長 入船 正君

私の理解の範囲では、民法に扶養義務の規定があると。そして、民法に定められて扶養義務の保護を優先することになっています。そして、その扶養義務者が援助ができないという段階で、はじめて保護が行われるということになってくるかと思えます。

○議長 秋成茂信君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

一般論の説明をして頂いたんですが、これは重要なもので厳密に解釈しておきたいと思いますが、生活保持義務というのは、夫婦相互間と親と未成熟の子ども、いわゆる中学生以下との関係のことを言っているわけです。これは最低生活を越える部分は、援助しなければならないという解釈になるわけです。これに対して、生活扶助義務というのは、生活保持義務以外の扶養義務であり、成人した子どもと高齢の親との関係など、社会通念上、それらの者、いわゆる、扶養義務者にふさわしいと認められる程度の生活を損なわない程度で扶助すればいいということで、いわゆる生活保持義務の方が義務としては重いという解釈なわけですね。

この2つが、そういう解釈になるわけですが、扶養義務については、最終的に判断、いろんなことで決定するのは裁判所ですね。私がさっき言ったのは、それを福祉事務所がやったのではないかという意味を含めて言ったわけですから、今後こういうことがないようにして頂きたいと要望しておきたいと思えます。

それと、就労指導の問題を先ほど壇上からも言いましたが、調べてみたら1997年3月議会でも取り上げておりました。生活保護受給者の自殺ということで、大きな手術を経験されて、また、別に障害があったという方ですが、就労指導の強制があったのが、原因の1つではないかと、私はこのとき指摘しております。それで、ただ単に仕事を探せ、探せ

と、これでは就労指導には当たらないと思うわけです。本当の意味での自立のための就労指導が必要だと思えます。ですから、生活保護を申請するという方は、例えば、無年金であるとか高齢である、障害がある、病弱であると。だから、その人達にあった職業を、例えば、ハローワークと協力して、福祉事務所として斡旋していくような体制が一番いいんじゃないかと思いますが、就労指導についてのお考えをお聞かせください。

○議長 秋成茂信君

福祉事務所長。

○福祉事務所長 入船 正君

ハローワークとも提携をとりまして、求人案内を毎月頂いております。そして、その就労指導に対しては、そういう部分も提示して、そういう部分で就労指導はしていると考えております。

○議長 秋成茂信君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

今後は、こちらも適正な指導をしていって頂きたいと思えます。生活保護の最後になりますが、車の保有・運転についての関連で質問します。

まず、クーラーの場合は、以前は贅沢品として扱われておりました。その後、その地域の普及率が一般世帯で7割以上あれば、これは許可されるというふうに扱いがなってきたわけですが、今から12年前ですか、記録的な猛暑を記録して、このときに多くのお年寄りなどが、脱水症状などで病院に担ぎ込まれた。いわゆる、クーラー事件というのが起きて、7割にこだわらないという運用に変わってきたと思えますが、生活保護受給者の車の保有・運転について、特に、仕事での通勤の場合であるとか、障害者が病院に通院する場合の保有・運転についての解釈はどうなるのか、この点をお聞きします。

○議長 秋成茂信君

福祉事務所長、答弁。

○福祉事務所長 入船 正君

車の保有・使用・借用については、次官通達第3の5ですか、社会通念上、保有されることを適当としない。使ってはいけないと基本的にはそういうふうになっております。ただ傷病者の通院・通勤・過疎地域の通勤等については、申請者と協議しながら結論を出すということにしております。基本的には豊前市は認めておりません。

○議長 秋成茂信君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

では、次の問題で、障害者自立支援法に関する問題について質問いたします。この問題は、今年の9月ごろから、ずっと毎回やっておりますが、まず、負担軽減の関係

の問題です。前回も前々回も言ったと思いますが、いくつかの例を出しましたが、今、手元に以前、共同作業所全国連絡会とっていた所の資料があります。これによりますと、全国の地方自治体の1820自治体の第1次分として、47都道府県とか、849自治体を調査しております。その中で、全体で負担軽減策をどういうふうに行っているかということを見ますと、この障害者自立支援法の施行に伴って発生する利用料、医療費などに独自の軽減策を設けている自治体は、7都道府県と121市、合計で128自治体あるそうです。15.07%と聞いております。

サービスの利用料負担軽減策については、63自治体7.40%ですか。それと別に、自立支援医療費の軽減策については、6都道府県と79市で、85自治体10.01%。スタートして2ヵ月半経ちましたが、いろいろ聞いて見ますと、通所していた所をやめたりとか、回数を減らしたりしながら自己防衛策をとっているという障害者の方の話をよく聞きます。やはり負担軽減が、この問題の一番の幹だと思えます。

応能負担から応益負担に切り替わったことによって、負担が増大したことによって、それに耐え切れない。ですから、これを自治体として、負担軽減策をつくるべきだ、とずっと言っておりますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長 秋成茂信君

福祉事務所長、答弁。

○福祉事務所長 入船 正君

この自立支援を市の独自で実施する地域支援事業というのがあります。その中で、豊前市独自の軽減策を図っております。3月議会にも議員さんに報告したところですが、コミュニティ事業等について10月から施行するわけですが、この分について、軽減策を考えていきたいと思っております。ただ、今の段階ではっきりしているのは、コミュニティ事業の中で、軽減策は無料化を図っております。障害者の自立、そして社会参加につながる地域支援事業を主体に軽減策を図っていきます。よろしくお願ひします。

○議長 秋成茂信君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

今、所長が言われたことも分からんことはないんです。ほんの小さい所ですが、そこは豊前市として努力したと、その部分については評価したいと思っておりますが、やはり全体の負担をどうにかして欲しいと。この間のキャラバンのときもできないというような話でしたから、そこについては是非、もうちょっと深く検討して頂きたいと要望しておきます。

それと、今、言われた地域生活支援事業の問題ですが、これは確か所長からコピー頂いた分ですね。現行事業というのが書いてあって、市町村の地域生活支援事業77条、どういふふうにしていくのかという資料です。豊前市としては、どういふ事業を計画しているのか、今、分かる範囲で結構ですから10月のスタート分です。それについての計画をお

お知らせください。

○議長 秋成茂信君

福祉事務所長。

○福祉事務所長 入船 正君

この地域支援事業は、今、築上町・上毛町・吉富町・豊前市を含め、広域的に審査会を構成して10月から施行していくわけですが、この地域支援事業についても、広域的にこういうことで投げかけております。それについて、再来週、担当課長等で協議するわけですが、豊前市独自でということにはならないような状況でありますので、その関係については、発表を控えさせて頂ければと思っております。

○議長 秋成茂信君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

これについては、いろんなメニューがあるわけですが、現在ある部分についてとか、障害者自身の要求のある部分については、是非、織り込んで頂きたいと要望としてあげておきますので、是非お願いします。

この問題で最後になりますが、世帯分離について、これは市民健康課長にお願いしますが、さっき生活保護の世帯の問題について言いましたが、生活保護の場合は世帯が単位で、世帯分離する場合には例外的な扱いだと。2つに分ければ、いわゆる懲罰的分離と自立助長的な分離があると。これについて、いろんな要件が決められていると、私は解釈しております。それで、今回の自立支援法の関係での世帯分離の問題をお聞きしたいのですが、2005年10月6日の厚生労働省の全国主管課長会議の資料の中で、このようなQ&Aが紹介されております。質問が、同一住居でありながら住民票上、別世帯である場合は扶養控除、健康保険の被扶養者認定を受けていても、世帯認定上は別世帯として扱うのか。これに対する答えが、別世帯として扱うとなっておりますが、今回の自立支援法の場合は世帯の所得とか、そういうことで計算されて、一般であるとか、低所得者1であるとか、低所得者2であるとか、そういう判断がされるわけですが、例えば、世帯分離を希望した場合、これはきちんと受け付けて、そういう扱いをされるのかどうか。

市民健康課長、お願いします。

○議長 秋成茂信君

市民健康課長、答弁。

○市民健康課長 井上 章君

世帯分離について、ご答弁いたします。世帯分離につきましては、住民基本台帳法第6条1項に、個人を単位に住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成するとありますが、第2項に、市町村長は適当であると認められたときは、住民票の全部、または一部につき世帯を単一とすることができるとあります。議員ご案内のとおり、世帯につきましては

は、居住と生計をともにする社会生活上の単位でありますので、どちらかの条件が満たさなければ届出によって世帯分離が可能になります。以上です。

○議長 秋成茂信君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

可能ということですので、これは自己防衛的な障害者の皆さんのことになるかと思いますが、そういう要望が出た場合は、是非、適正に処理して頂きたいと要望しておきます。

3点目として、乳幼児医療費の助成制度対象枠の拡大も随分言ってきました。

これまでは、苅田町と犀川町だけだったんですが、現在では、この近隣自治体としては就学前まで拡大しているのが、苅田町、新しくできた、みやこ町・築上町も4月から対象枠を拡大して、いわゆる、これは少子化対策という意味合いも込められていると思うんですが、そういう制度をつくりました。豊前市として、乳幼児医療費の助成制度の対象枠拡大について、そういうふうに拡大してもらいたいのですが、この点についてご答弁ください。

○議長 秋成茂信君

市民健康課長。

○市民健康課長 井上 章君

乳幼児医療助成制度についての拡充でございますが、現在、乳幼児医療助成制度は、医療費を17年度から、県と市で2分の1の負担割合で実施しております。事務費につきましては、17年度までは全額県の補助でしたが、18年度からは下がりまして2分の1、2分の1ということで運営しております。

現在、対象者は多額の負担となります入院医療費については、6歳就学前までですが、入院外医療費については、3歳までとなっております。現行どおりですね。今までは初診料や往診料の自己負担分、入院時の食事療養費、医療事務負担額については、現在、対象になっていませんが、県の19年1月から助成制度の拡充に伴いまして、3歳児未満は、初診料や往診料自己負担分を無料化いたします。

豊前市独自の対象年齢の引き上げにつきましては、県の補助金がなく市が単独で負担することになりますので、これにより医療費増が予想されるところであります。全て単独で負担するということになれば、一般会計財政が負担増ということになり、現在のところ実施する予定はありません。以上です。

○議長 秋成茂信君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

この問題については、今のところ予定はないということでしたが、県内でも、これは広がっておりますので、豊前市としても、是非、呼応して頂きたいということで、引き続き取り上げていきたいと思っております。

この問題に関して最後の質問になりますが、国民健康保険税の関係です。この間のキャラバンの時には、国保税が高すぎるから引き下げてもらえないかとか、資格証明書が機械的に発行されているのじゃないか、そういうふうにしなないようにという内容で、主に懇談していったわけですが、今回は、国保税の滞納の問題について、お伺いしたいと思います。

税務課長にお伺いしますが、現在の状況はどうなっているのか。それに対して対策はどうとられているのか、お答えください。

○議長 秋成茂信君

税務課長、答弁。

○税務課長 山村哲夫君

国保税滞納世帯の取り扱いについて、ご説明いたします。国民健康保険税については、7月から2月まで8期に分けて徴収しております。期ごとの納期限が過ぎても納付できない世帯には、督促や納付相談を実施しておりますが、それでも納付されず2月28日の現年度納付期限が過ぎますと、訪問により納付を促しております。それでも納付されない場合は、3月31日の被保険者証更新の際、短期被保険者証の発行となります。

納期限から1年過ぎますと、被保険者証返還等、予告通知書、特別の事情届書を同封し発送、弁明書の発送を実施し、弁明書を認定した場合は、単記保険者証を発行しますが、弁明書の提出がなかったり、審査会において却下になった場合は、被保険者証を返還請求通知を発送し、返還後、資格証明書を交付いたします。

国保税については、低所得者世帯に均等割・平等割の7割、5割、2割の軽減措置もあり、滞納世帯に対するこれらの措置は、被保険者世帯の公平、平等、皆で支えあうという観点から、やむを得ない措置と考えていますので、議員におかれましても、ご理解の程をよろしくお願いいたします。

現在、滞納者は、大体、今のところ病気がちであり、何もしてなく生活が苦しい人達が主な滞納者になっております。長期滞納者につきましては、財産等を調べ財産の差し押さえ、国保税還付金の差し押さえ等をしているのが現状でございます。以上です。

○議長 秋成茂信君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

対策の方は、よく分からなかったんですが、いろんな事情で滞納になっていると。確かに悪質滞納者というのは、一部おるかもしれませんが、やはりどうしても払えないという、それが重なって、そういう状態になっているから、市として、本当に、その人の立場に立って相談にのってもらいたいわけですよ。そういう解決の仕方があるのじゃないか。

これまで消費者問題で、これまで5～6回質問して、商工観光課長に答弁して頂いたケースもあったわけですが、前に一度言ったと思いますが、鹿児島県奄美大島の名瀬市で、今、合併して奄美市になっていますが、ここの市民課主管兼市民生活係長さんが、実は今

月の最初の土・日にクレジット、サラ金の被害者交流集会の九州ブロックが、今回、熊本でありましたので私も参加してきました。ずっと参加していて、この方の話は、私は5～6回聞いたんですが、本当に素晴らしい活動をされています。今日、資料を持ってきたんですが、月刊ガバナンスという雑誌があります。

これは役所は取っているのじゃないかと思いますが、今年の3月号に、多重債務者問題として弁護士の宇都宮健児さんと白井康彦さん、これは中日新聞の記者の方です。この人のレポートが載っていますが、いろんな部署と連携しながら、例えば、こういう滞納も解決してあげているんですよ。例えば、こういう表記になっています。

それまで滞納になっていた税金が、過払い金返還をはじめとする債務整理により、解決されたケースが徐々に増えてきているという書き方になっていますし、これは係長自身が書かれたレジメですが、債務整理したことで、税金滞納を解消した事例が次々に出ています、という書き方をされています。

それと最後のまとめの方で、殆どの自治体が財政危機に陥り、今後、住民サービスが低下するのではないかと危惧されていますが、消費者行政窓口を充実させることは、住民にとって大きな力になりますと。この人は、市民の問題を解決してあげて、滞納になった税金も市の方に納められるようになるという立場で、問題を解決しているんですよ。

豊前市としても、是非そういう立場に立ってもらって、解決に当たってもらいたいと思いますが、商工観光課長、いきなりで申し訳ないですが、そういう面について、どうお考えでしょうか、答弁をお願いします。

○議長 秋成茂信君

商工観光課長、答弁。

○商工観光課長 後小路一雄君

多重債務ですね。奄美市のそういった記事を勉強させて頂きたいと思いますが、私の方では、消費生活相談をやっておりまして、多重債務は、17年度6件相談がありましたが、この関係については、一応、弁護士さんのほうに、或いは、法律相談事務所のセンターにご紹介して対処して頂いております。ただ、先ほど言われた件については、少し勉強させて頂きたいと思います。

○議長 秋成茂信君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

ただ単に払ってください、払ってくださいと言っても、その方には、いろんな事情があってそういう状態なわけですから、その問題も一緒に考えながら解決するという立場で、是非、今後、行政に当たって頂きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

時間があまりありませんが、2番目の教育行政に戻ります。認識については、教育長の話は、私は十分理解できなかつた部分もありますが、教育基本法に関する問題に入ります。

まず、愛国心通知表についての関連で、お尋ねしますが、まず、通知表はどこが作成するのか。教育委員会なのか各学校でするのか、この点についてお答えください。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

通知表は各学校でつくります。

○議長 秋成茂信君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

ということは、豊前市内の各中学校なら中学校、小学校なら小学校で、中身はかなり違っているわけですか。その点、確認したいのですが。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

各学校でつくるのが筋ですが、豊前市の場合は、小学校10校で統一した通知表をつくっております。

○議長 秋成茂信君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

最近、テレビなんかでも報道されましたが、福岡のコピーを持ってきましたが、いわゆる、愛国心通知表というのを見られたことがありますか。見られていれば、その感想をお聞かせください。

○議長 秋成茂信君

教育長。

○教育長 森重高岑君

2～3年前でしたか、福岡市で、そういった通知表をつくって、あれは福岡市の校長会で、3～4通りの通知表をつくった中の1つのものが、愛国心という言葉が使われておって、それを使った学校が数十校あったと聞いておりますが、その後、すぐいろんな団体から抗議があったようで、それは使わないように今、なっていると聞いております。

○議長 秋成茂信君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

これは、うちの秦委員長が小泉首相に対して質問しているんですが、小泉首相の答弁を含めて紹介します。この資料を市長に渡していますが、通知表を手にとって、首相は、評価項目を自分で読み上げて、率直に言って評価するのは難しいと言っているわけです。

こういう項目はもたなくて良いとも言っています。その後、文部科学大臣ですが、ABCをつけるなんてとんでもないということをおっしゃっています。さっき教育長も言われましたが、これが判ったような地域では、おかしいということで、これがなくなっていくというふうに動いております。こういう通知表は、豊前市においては作成しない、使用しないと約束して頂きたいのですが、どうでしょうか。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

現在の豊前市の小学校の社会科の中には、そういった文言は使われておりません。

○議長 秋成茂信君

宮田議員。

○8番 宮田精一君

その他という項目であげていたんですが、久留米市では、2年前の2004年の春、卒業式・入学式に於ける国旗掲揚及び国歌斉唱の状況について、という報告書を作成して、この中で、君が代の斉唱のときの声の大きさを大・中・小でチェックしていったわけです。これは市民の反対で、2ヵ月後の6月には中止になっています。これは憲法19条が保証した思想・良心・内心の自由を侵害するものではないかと思いますが、教育長の認識をお伺いしたいのですが。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

国歌を大きな声で歌うというのは、私は良いと思いますが、教育委員会として、大・中・小の判定を校長に求めたということは、今までもありませんが、校長会では、ちゃんと歌うように指導するように話をしております。

○議長 秋成茂信君

宮田議員、後、2分です。

○8番 宮田精一君

これは、政府の考え方を示しているんですが、1999年に日の丸・君が代が法制化されておりますが、政府が繰り返し答弁したことは次のようなことです。当時は、野中官房長官ですが、学校現場での取り扱いについて、人それぞれの考え方があるとして、式典等において起立する自由もあれば起立しない自由もあるし、斉唱する自由もあれば斉唱しない自由もある、と国会答弁で明言しているわけです。

これは内心の自由があるので、起立して歌わなくても良いということは、当時の内閣官房長官が、政府の公式の見解として国会で答弁していることです。日の丸・君が代の強制はしないようにということをお願いして、私の質問を終わります。以上です。

○議長 秋成茂信君

宮田精一議員の質問を終わります。

これより関連質問に入ります。関連質問は1人、答弁を含め10分以内であります。

関連質問はございませんか。尾家啓介議員。

○14番 尾家啓介君

古川議員の市町村合併について、お伺いいたします。助役に答弁をお願いします。

今、政府が、骨太の方針がちょっと遅れていますが、その中で、不交付団体を大体半分ぐらいにすると。そうすると地方財政計画は決まっている。不交付団体が半分になれば、当然、残りの半分は非常に厳しくなる。だから、その半分の厳しい中で破綻する地方団体が増えてくるから、そこに破綻再生法をつくって、厳しく運営するという方法が大体、入るんじゃないかと言われているんですが、そういう事態になると、豊前市にとっていい方向にいくんですか、厳しくなるんですか、答弁をお願いします。

○議長 秋成茂信君

助役、答弁。

○助役 渡邊賢二君

厳しくなるか、良くなるかということですが、いずれにしろ総額が減っておることですので、あまり良くなるということには、ならないんじゃないかと思います。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○14番 尾家啓介君

当然、範囲が決まっているから、半分以上が不交付団体になったら、残りは厳しくなるのは当たり前のことで、財政課長、地方交付税の改革が、いろんなことをはずして人口と面積だけで単純に計算した場合、豊前市にとって得になるの、それとも不利になるの。

○議長 秋成茂信君

財務課長、答弁。

○財務課長 池田直明君

現在、骨太の方針の中、経済財政諮問会議、または、総理大臣諮問機関の中で提言があがってきております。その中で、今言った部分が出ておりますが、具体的にどのような配分・割合で、人口と面積がどういう比率で金額を振り分けるのか、その辺がまだはっきりいたしておりませんで、なかなか具体的な判断は現在しばらくということ、今後、動向を見極めたいと考えてあります。以上です。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○14番 尾家啓介君

推測の中でね、豊前市が楽になるのか、それとも厳しくなるのかと、それだけ。

○議長 秋成茂信君

財務課長、答弁。

○財務課長 池田直明君

多分厳しくなると考えております。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○14番 尾家啓介君

今、助役と財務課長の2人から答弁頂いたけれどね、これはやはり厳しくなるんですよ。豊前市単独で財政再建の改革が非常に厳しくなる。だから、どうしても合併を利用して財政改革をせざるを得んようになると思いますが、市長に答弁をお願いしますが、そういう状態の中で合併が必要だと思いますか。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

全面的に必要という考えまでいきませんが必要だと思います。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○14番 尾家啓介君

それと合併の時期ですけれどね。今日、午前中、古川議員からも出とったけれど、対象を吉富町とする場合、吉富町の町長、町会議員の選挙は来春の地方統一選挙ですよ。だから、ああいうふうには人口7000人ぐらいの小さな町で厳しい選挙をすると、その後には合併の話がスムーズに出るというのは、ちょっと現実的でないと思う。だから、吉富町を対象として合併をするなら、来年3月を目処に頑張るべきだと思いますが、市長の考えをお願いします。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

そういう意見もあるけれど、もう一度、見直してはという人もおると思います。

だから横の自治体が言ったり、命令することは難しいなと思っております。

○議長 秋成茂信君

尾家議員。

○14番 尾家啓介君

いずれにしろ、基本的に合併が必要だと。必要なら合併ができる最良な時期に合併をやるべきだと思いますが、再度ご答弁をお願いします。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

政治は、一寸先は闇でありますので、私としては、日々誠心誠意、努力していきたいと思えます。

○議長 秋成茂信君

他にございませんか。・永議員。

○16番 吉永宗彦君

教育長にお尋ねします。古川議員さんと尾澤議員さんが触れられておりました市内の小・中学の児童・生徒の安全の問題です。教育長には、先般、今、市民の皆さんが奉仕活動ということでしょうか、いろいろ取り組みして見廻り隊とかつくりながら、区長会でも議論され、老人クラブ、市老連の皆さん方も各地で協力体制をとっております。

学校教育、そして子どもの安全は、学校当局、家庭、地域、三位一体で進めなければと言われて久しいわけですから、特に、最近のような悲惨な状況が続く中では、しっかりと対応をしなければ本当に危険だと思っています。

それで何ヵ月前に、このことをテーマにして、学校の校長先生はじめ教師の皆さん方は、これにどう取り組もうとされているのか、教育委員会の皆さんで正式に議論して頂けないでしょうか、とお願いしてまいりました。その教育委員会での議論の中身について、今日発表して頂ければと思います。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

教育委員会の中では大変申し訳ありませんが、そのことについて、まだ議論はしておりません。この次の7月会議の中では、そのことをテーマに、教育委員さんのご意見を頂きたいと考えております。

○議長 秋成茂信君

・永議員。

○16番 吉永宗彦君

教育委員会で話し合いをしてないということについても、もうかれこれ1ヵ月前ですかご返事を中間的に頂いておりました。勉強を教える先生の皆さん方が、校外に出て、子どもの安全を地域の人と一緒に取り組んでいくというテーマについては、教育委員会内部でも確かに議論があるものと思います。結論として、それはやはり出来ないよということになったとしても、私としては、教育委員会でご議論頂きたいと言ったその主旨の大半は、教育委員会、市役所、学校教育課も含めて、皆さんが、このことに関して当事者意識を持たなきゃいけないというのが、私の主張するポイントです。

今日の2人の質問の答弁を聞いておりましたが、今ひとつ教育長、教育委員会を代表す

る立場の教育長が、当事者意識というものが感じられない。大変残念な気がします。

そこで、先ほどご答弁頂きましたが、できるだけ早い時期に、一度このテーマを教育委員会の正式な議論の課題として出して欲しい。その結果は、いろいろ事情もありましょうから、その議論の中で、1つだけ当事者意識を高めてくれという議員がおりましたということも申し添えておいて頂きたい。よろしくお願いします。以上です。

○議長 秋成茂信君

他にありませんか。爪丸議員。

○4番 爪丸裕和君

古川議員のエレベーターですね。青豊高校のエレベーターがシンドラ社とのことですが、現在、市内のエレベーターで、シンドラ社を設置されている施設があるのか。あるとすれば、どの程度か。どのように行政が把握されているのか答弁を求めます。

○議長 秋成茂信君

市長、答弁。

○市長 釜井健介君

青豊高校以外ないと思います。青豊高校は、1昨日、違った用件で行きまして新聞に載った後ですが、待機していると。今、使っていないということで、来たらきちっとした後に生徒に乗ってもらうということのようです。今そんな状況です。

○議長 秋成茂信君

爪丸議員。

○4番 爪丸裕和君

そこで、市長、シンドラ社は点検待ちということですが、シンドラ社が、全国でこれだけの欠陥を出しているわけです。そのようなメーカーが点検したものを信用できますか。だから、はっきりした国産のメーカー会社に、しっかりした点検をして頂くように。

市長、これは冗談じゃなく豊前市民、生徒の人命がかかっているんですよ。子を持つ親の立場に立って、しっかり、その辺は青豊高校に伝えて頂きたいですが、シンドラじゃ駄目ですよ。どうですか。

○議長 秋成茂信君

総務課長、わかりやすく答弁してください。

○総務課長 相本義親君

新聞報道にも載っておりますので、皆さんもご理解頂けていると思いますが、シンドラの心臓部門のIC関係の情報を、なかなか公開していない。ですから、他のメーカーの保守点検メーカーが点検をしても、なかなか的確な点検ができないと。今朝のニュースでは、シンドラ社の会見が報道されておりましたが、世界第2位のメーカーらしくて、スイスに本社があると聞いておりますが、世界各地の技術者を日本に集めて、早急に自分の所の会社の点検をすると。基本的に制御盤とかの部分に問題があるのではないかと。

どうやら、ここ最近、なかなか事実を認めない会社が、自分のところに非があるのではないかと非を認めつつある傾向にあると報道されております。

議員がおっしゃるように、そういう欠陥品を出した所に点検をさせてどうなのかという問題もありますが、製品の企業秘密的な体質もあるわけで、つくったものにきちっと点検させるというのも、責任追及の問題で大事ではないかと考えますので、そこだけを信用するのはどうかという意見もあると思いますので、そういう点については、関係機関等に問い合わせなり照会をして、更に、一段と二重・三重のチェックができないかということについて、例えば、国の監督機関が安全宣言を出すとか、そういう形の取り組みができないのかということについて、上級官庁を通じて要望していきたいと考えております。

○議長 秋成茂信君

爪丸議員。

○4番 爪丸裕和君

今、言われたように私は信用できないわけです。だから二重・三重のチェックを要望するわけです。実際にチェックを二重・三重必ずやって頂けなければ、使用は控えて頂きたいと、そこまで、この議会でそのような声が出たことも、しっかり学校側に伝えて頂きたいと思います。

それから、宮田議員の関連で教育基本法について、昭和23年に施行だったと思うけれど、教育基本法、日本国憲法も含めてそうですが、マッカーサー日本国憲法とか、マッカーサー教育基本法とか言われています。大体、本当のことって占領国が敗戦国である我が国の憲法とか、教育基本法とかつくることは、国際法では禁止されているわけです。

マッカーサーは何故やったかということ、愛国心という文言と国に奉仕する心が確か記されたと思うんです。また、軍国主義、軍事国家にするということは、やはり平和を願う観点からも、しっかりとめるべき所はとめなきゃならないと思うけれど、最近の教育を見て少年の犯罪ですが、あまりにも如何なものかと思うんですね。感謝の気持とか、そういうものが欠けているのじゃないかという感じがするんです。

教育長、今、国会は小泉さんのわがままで継続審議になってしまったけれど、国を愛する、我が国と郷土ということかね。公明党にも配慮があったでしょうが、この文言はやはり入れるべきではないかと思いますが、教育長は答弁できなければ結構ですが、率直な気持、お考えを聞かして頂けるのであれば聞かせてください。

○議長 秋成茂信君

教育長、答弁。

○教育長 森重高岑君

戦後の教育は、教育基本法に則って行われてきましたけれども、既に半世紀以上経って、当時の社会情勢と大きく変わっておるということは承知しております。

また、そのことに伴いまして、教育全般にわたりまして、様々な問題が起こっているこ

とも承知しております。従いまして、教育基本法の改正については、多分、次の国会への継続審議になろうかと思いますが、慎重審議、多くの国民が賛同できるような内容のものにして頂きたいと考えております。

○議長 秋成茂信君

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

これで本日の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の日程はすべて終わりましたので、これにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本日はこれにて散会いたします。

散会 15時17分